

八鹿高校事件¹⁾50周年を迎えるにあたって

— 解放運動への問いと新たなる展望に向けて

住田 一郎

はじめに

1974年11月22日、兵庫県南但地域内約200団体が結集した「八鹿高校差別教育糾弾闘争共闘会議」（代表丸尾良昭解放同盟沢支部支部長、以下「八鹿高校糾弾共闘会議」）による八鹿高校教員約50名に対する暴力的糾弾が行われた。いわゆる八鹿高校差別糾弾事件である。

当時、私はこの事件の経過を日本共産党機関紙「赤旗」を読んで知った。八鹿高校教員に対する暴力的糾弾にたいして強い怒りとともに、なぜこのような糾弾が起こってしまったのかとの疑問が沸き起こっていた。一番身近にいた父（部落解放同盟大阪府連幹部）にこの疑問をぶつけた。父は解放同盟幹部ではあっても、運動への冷静な視点をゆるがせにしない人間であった。例えば、「調査こそ事業の基礎」²⁾との小論で「その要求、要望運動の基礎となる部落民の要求や要望には妥当性があるかどうかということである。（中略）欲を土台にただけの部落民の個々の要望を、いかに部落問題解決のためとはいえ地方行政が、そのまま無条件に受け入れてよいものであろうか」、「近代的な、科学的な調査資料の裏付けがなくして、どうして画期的な大請願運動の成功が期待し得られるのであろうか」、「調査なき事業は砂上の楼閣に等しい」と提起していた。同和对策事業特別措置法（以下「特措法」）³⁾が施行されて以降の70年代には解放同盟支部が大阪市交渉で要求した「大阪市大医学部への優先入学」に対して、交渉で追い詰められ当方にくれた大阪市担当者から大阪市同和事業促進協議会会長であっ

た父に「どうすればよいか」と夜遅くに何度となく電話がかかってきた。父はその都度、「優先入学の要求には妥当性がない、絶対に認めるべきではない」と答えていた（その後、大阪市当局は大阪市大への優先入学ではなく、私大医学部に2名を優先入学させた）。

そのような父であったが、私の八鹿高校事件に対する情報が日本共産党機関紙「赤旗」に依拠したものであったため、父との議論はほぼ平行線をたどった。その数年前に大阪矢田で起こった矢田教育差別事件にたいして部落解放同盟大阪府連幹部として対応していた父にとって、深く脳裏に刻まれていたのは日本共産党と解放同盟との軋轢であり、日本共産党に対する不信感であったためかもしれない。しかし、私の意見は日本共産党の八鹿高校事件に対する見解——解放同盟中央本部への「暴力集団朝田一派」という見方、あるいは「八鹿高校糾弾共闘会議」への立場を肯定するものではなかった。

私の疑問は、先にも触れた「暴力的糾弾」がなぜ起こったのか、なぜ回避できなかったのかとの一点に絞ったものであった。議論は連日連夜続けられ、三軒長屋の住まいで大声での議論を気遣った母はうろたえながら「近所迷惑だから、もうやめて」と訴える。父はとうとう最後に「お前はそれでも部落民か！」と私を一喝した。

その父も86年1月末に亡くなった。あの一喝から50年近くたった今、父の内奥にどのような思いがあったのか、改めてたどってみたい。

『脱常識の部落問題』（朝治武・灘本昌久・畑中敏之編 かもがわ出版1998年5月）に掲載された論文「少数者は常に正しい、わけではない」（上丸洋一）で、上丸は八鹿高校事件が、なぜ全国版ばかりではなく、地方版にもほとんど報道されなかったのかとの疑問を、自らが属している「朝日新聞」豊岡支局の当時の担当者に聞いたことを述懐している。詳しくは本文で触れる。この論文を読んで私は上丸に直接「是非、この論文の続き、顛末について書いてほしい」と頼んだ。残念ながら上丸は多くの企画に忙殺されており、私の願いは実現しなかった。その後、私は『こべる』

(NO. 228 2012年3月号 こべる刊行会) に掲載された小文「父との葛藤を通じて考えてきたこと」で、「矢田教育差別事件」「映画『橋のない川』上映阻止闘争」「八鹿高校差別教育糾弾事件」についても、父と交わした議論に触れた。これらの事件で私が終始一貫してこだわり続けてきたのは、部落解放同盟側による暴力も含めた激しい糾弾のあり様であった。特に、「八鹿高校差別教育糾弾事件」での暴力的糾弾は許されるべきことではないと考えている。

69年3月の「矢田教育差別事件」、70年に始まった映画『橋のない川』上映阻止闘争、74年11月の「八鹿高校差別教育糾弾事件」は、1969年7月に施行された10年時限立法である「特措法」の前期5年間に起っており、その後の部落解放同盟による「行政闘争(糾弾闘争)」のあり様を規定したといえるほど重要な位置を占めている。さらに、いわゆる朝田理論である「二つのテーゼ」⁴⁾(部落解放同盟第12回全国大会 1957年、その第1は「ある言動が差別にあたるかどうかは、その痛みを知っている被差別者にしかわからない」、第2は「日常部落に生起する、部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」)及び「3つの命題」⁵⁾(『解放新聞』1969年10月5日付、「差別の本質、部落差別の社会的存在意義、社会意識としての差別意識」のち1971年部落解放同盟全国大会で決定)が部落解放同盟による行政(糾弾)闘争の戦術指針として定着していく時期とも重なっていた。

それ故、「矢田教育差別事件」、「映画『橋のない川』第二部上映阻止闘争」、「八鹿高校差別教育糾弾事件」にみられる一連の糾弾闘争が部落大衆及び一般大衆にとって、何をもたらしたのか、もたらさなかったのかの総括は、その後の部落解放同盟の運動のあり様を考えるうえで不可欠な作業である。

さらに、確認・糾弾とは、差別したと名指された者と、被差別者が互に向き合うことから始まる、すぐれて人間的な行為であるはずである。そこに暴力があってはならない。なぜ八鹿高校事件において、その根幹が破

られたのか、それを考えないで、これからの解放運動を進めていくわけにはいかない。本稿は事件50年を契機に私自身のこれまでの考察を踏まえ、振り返ってみるものである。

第Ⅰ章 八鹿高校事件前史

第1節 狭山事件裁判闘争⁶⁾

狭山事件そのものは、直接八鹿高校事件とのかかわりはない。事件は1963年5月に埼玉県狭山市で起こった女子高校生誘拐殺人である。犯人とされた石川一雄青年は殺人現場に近い被差別部落民であり、小学校中学年から不登校児童であった。文字の読み書きは小学校低学年程度であり、社会的知識・常識もほとんど身に着けることができない状況にあった。部落解放同盟中央本部はこの事件を「被差別部落民への見込み捜査」による冤罪事件（脅迫状を書く能力がない、警察官による巧みな誘導、証拠品の捏造等により）と位置づけ組織を挙げて大々的に取り組んでいく。

部落解放同盟中央本部は1974年10月31日の第二審東京高裁での「石川無罪判決」獲得に向けた取り組みを各地方組織で進める闘争方針を打ち出した。1973年7月15日に南但地方に新しく結成された解放同盟南但支部連絡協議会（以下、「解同南但支連協」）からも中央本部の要請に応じて東京での「無罪判決獲得」総決起集会に多数の同盟員を送った。「解同南但支連協」・青年行動隊⁷⁾も「八鹿高校差別教育糾弾闘争」と連動した取りくみを進めた。東京高裁前には日比谷公園での10万人も動員した大集会が開かれ、丸尾らリーダーたちも数度にわたり参加しているが、その参加者の多さに驚くとともに「八鹿高校差別教育糾弾闘争」の勝利に向けさらなる意欲を高めたであろう。

翌年、南但地方の和田山商業高等学校で1974年10月21日に解放同盟と裁判方針で袂を分かった国民救済会系の団体「石川一雄さんを守る会」がつくった映画『狭山事件』（1974年監督後藤俊夫）を上映することになっ

ていた。この映画は完成と同じ時期に東京大学部落問題研究会によって、「差別映画」とされ、東京以外の人々をも動員して上映阻止されようとした経緯があった。

結局、和田山商業高校で同和教育の一環としてこの映画が上映されると知った、「解放研」生徒と「解同南但支連協」（代表丸尾良昭ら）による妨害によって上映は中止された⁸⁾。

第 2 節 矢田教育差別事件⁹⁾

1965 年 8 月に内閣総理大臣佐藤栄作に提出された「同和对策審議会答申」（以下「答申」）の評価をめぐって、部落解放同盟内で日本共産党（以下共産党）と旧日本社会党（以下社会党）に属する同盟員による対立が表面化していた。「答申」を「毒饅頭」との比喩で捉える共産党系同盟員と一定評価するとした社会党系同盟員との対立が部落解放同盟京都府連内で表面化し、共産党系で京都府連幹部であり、朝田善之助の地元でもある田中支部の同盟員 2 名が除名された。65 年 2 月には京都における部落解放運動の拠点でもあった文化厚生会館が解同京都府連に結集する反共産党系同盟員によって占拠され、共産党系とみられていた部落問題研究所・全国同和教育研究協議会事務局等が施設から追い出された。

65 年 4 月、私は大阪高校生部落問題研究サークル「どんぐり」を立ち上げた。そのメンバーと参加した 8 月の第 9 回部落解放全国青年集会（鳥取市）の初日の全体会で、解放同盟京都府連の青年たちが壇上に駆け上がり、集会開催への抗議を行った。残念ながら大会は混乱の中で中止となってしまった。このような路線をめぐる対立は 69 年 7 月に施行される「特措法」による同和对策事業の展開とともにさらに激化していった。

両派の対立を決定的にし、組織の分裂にまで至る事件が 1969 年に大阪市教職員労働組合の選挙推薦「はがき」の不十分（差別的）な表記に対する「差別糾弾」として起こる。矢田教育差別事件である。

「はがき」の文面には、教職員の超過勤務や教育委員会からの一方的な通

達等が「同和」問題を介してなされていると書かれていた。一読して、私はなぜここに「同和」が何の説明もなく書かれねばならないのかについて、正直違和感を持った。しかし、矢田支部が指摘するような、不十分性は即部落差別であると捉える判断には、大きな論理の飛躍があると考えていた。冷静に「はがき」を読むなら、「越境入学反対」や「同和教育」への取り組みが管理職の校長や大阪市教育委員会によって強引に、職場に持ち込まれ、勤務時間が長くなっていることへの批判であると読める。決して、個別の「越境入学反対」や「同和教育」それ自体を否定しているわけではない。これらの課題は課題としてきちんと教育現場で話し合われるべき問題であった。「はがき」の当事者及び推薦者も矢田支部との話し合いで、当初は、「同和」問題が教職員の超過勤務に対する原因であるかのように否定的に読まれる点で、その不十分性を認めていた。その後の、確認会でこの「不十分性」が「部落差別」と断定されており、教職員側は「確認会」出席を拒否した。矢田支部は「確認会」への出席を、「はがき」に関係する教員たちの勤務校から強引に連れ出し、確認・糾弾会を長時間実施した。この会には大阪市教職員組合員や大阪市教育委員会も出席していた。彼らも「はがき」の内容は「部落差別」的要素を含んでいるとしていた。大阪市教育委員会はこの時期、内部に汚職問題が発生しており、教育長が自殺するに至る混乱中であった。それ故、矢田支部からの追及に対しても十分に対応できる状況になかった。

ここに至って、先の「答申」の評価以後対立していた日本共産党大阪府委員会が「はがき」は部落差別ではないという見解を発表する。

この主張に従って、共産党員及びシンパでもあった当事者教員たちも「はがき」は部落差別ではないと「確認・糾弾会」への出席を拒否し、強制的に確認会に長時間出席させた矢田支部幹部を「監禁罪」で告訴する。この裁判の一審判決（大阪地裁1975年6月）で、裁判長は「はがき」の内容には不十分性があり、部落差別につながる可能性もあったとした。さらに被告人たちの確認・糾弾会も否定されるべき限度を超えるものではないと無罪

判決を言い渡す。この無罪判決をもって、差別された部落民による異議申し立てとしての「糾弾権」は認められたと解放同盟は受け止めた。以後、大阪高裁・最高裁へと控訴され、二審・三審では矢田支部幹部に対し逆転有罪判決がなされ結審する。ただ、第一審大阪地裁の無罪判決趣旨「部落差別を直接裁くべき司法は整備されていない現在、被差別当事者が行う糾弾行為も相当な激しさを持ったとしても許容されるべきである」に依拠した激しい糾弾闘争が各地で取り組まれることになっていった。特に、解放同盟広島県連による学校現場への糾弾闘争は自殺者を生み出すほどの激しいものだった。

八鹿高校事件が起こった74年11月は大阪地裁判決（1975年6月）が出る以前であったが、裁判闘争を通じて、部落解放同盟による部落差別に対する「糾弾権」は相当な激しさを伴っても当然だ、との主張が解放同盟内に浸透していた。

その後、第二審・三審裁判闘争を取り進む中で、「矢田教育差別事件」は部落解放同盟組織内で、選挙「はがき」を「差別と認める」か「差別ではない」かで、見解が分かれる。やがて「差別と認める」人々が部落解放同盟中央本部役員の多数を占める。地方組織においても「認める」社会党派と「認めない」共産党派によって、熾烈な論争が繰り広げられた。ついには共産党派が組織から除名されるか、新たな組織をつくるかした。彼らによって、1975年1月26日、新たな部落解放運動組織「部落解放同盟正常化兵庫県連合会」が創設され、部落解放同盟の分裂が固定化する。その翌年の1976年3月16日に、部落解放運動連合会（全解連）に改組。この分裂によって、部落解放運動には取り返すことができないほどの大きな打撃をもたらしたと考える。というのは、組織の分裂により、もともと少ない解放運動家が二分されたからだ。解放同盟大阪府連では約1000名もの支部員が除名・除籍されたと言われている。急遽、解放運動家を獲得する必要がある。従来保守的で、部落問題にも「寝た子を起こすな」的要素の強かった部落住民（いわゆる部落ボスの人物）も含めて、「特措法」による「対策

事業」を獲得できることを説得材料として部落解放同盟員を確保し、新たに部落解放同盟支部としてスタートした支部も多くみられた。

第3節 映画『橋のない川』第二部上映阻止闘争¹⁰⁾

1970年に製作された今井正監督映画『橋のない川』第二部を差別映画とする上映阻止闘争が部落解放同盟に結集する同盟員及び支援者によって各地の上映映画館前で繰り広げられた。映画『橋のない川』第一部・第二部を見て感動した私には、なぜこの映画が部落差別を誘発するのか理解することができなかった。1970年6月に発行された冊子『「橋のない川」(第二部) 糾弾要綱』(以下『糾弾要綱』)¹¹⁾には、いかに、この映画が部落差別を誘発するものであるかが詳しく綴られている。しかしこの冊子『糾弾要綱』を読んでもこの映画が「部落差別」を拡散するとは思えない。反対のための反対にしか思えない。

「はじめに」の部分には、朝田善之助部落解放同盟中央本部委員長が提唱した部落問題における「3つの命題」が引用されている。

「社会意識は社会的心理をふくみ、社会的心理にはある種の気分、感情、情緒、既成の習慣、伝統の力などが含まれている。このようにして、社会意識としての差別観念は、伝統の力と教育によって、無意識のうちにも一般大衆の意識のなかにはいりこみ、容易に払拭しがたいものであり、根本的には部落差別の本質に起因している」¹²⁾と指摘されていた。

「明治末期から大正末期にかけての小森の部落民の、差別によって極度に圧迫された生活の状態が再現されている。このような、差別によって圧迫された部落民の生活を再現するとき、その取材は客観的でなければならない。すなわち、部落民がいまどのような社会的生活状態におかれ、それがどこからきているか、責任はどこにあり、どのようにすれば解決しうるかを、部落のもつ歴史性と社会性を十分掘りさげることによって、明らかにする視点をもつ必要がある」¹³⁾とされ、『橋のない川』第二部にはその視点がまったく見られない、と全面否定されている。

さらに、映画には「一般的普遍的に差別観念が存在する今日、その差別観念に迎合して、その卑小な低俗な側面にしか訴えることができない」、「観客によびさますものは、みずからの社会的立場を理解し、差別観念を克服して自己変革につながる、真の芸術的感動ではなく、部落民に対する軽べつと、差別観念によりかかった安易な同情にしかすぎない」¹⁴⁾と最大級の否定する言葉が綴られている。

「はしがき」の最後には『「水平社宣言」がはじまると、多くの観客が席をたって帰っていくこと自体に、この映画が部落解放運動を冒瀆する作品であることが示されている」¹⁵⁾と書かれている。このような事実がどこの上映館で起こったのか、私には知る術はないが、少なくとも私と周辺の観客が席を立てて帰った事実はない。『糾弾要綱』では、第二部だけではなく第一部も含め、作品中の部落差別を誘引するとされるシーンを指摘している。これらの『糾弾要綱』の指摘は、前述の「3つの命題」における「社会意識としての差別観念」に捉われている人々に部落差別を強く浸透させるとの立場が堅持されている。他にも、『糾弾要綱』に頻繁に使われている言説は「他の場面と同じように、一般観客の部落に対する差別の拡大・助長になっている」¹⁶⁾、「製作者の主観的意図いかんにかかわらず、この映画がもたらす結果は、『部落に生まれなくてよかった』という、差別的優越感を観客に抱かせ、結局、部落差別の助長、拡大再生産となっている」¹⁷⁾と述べている。しかし私は、映画の問題点が「3つの命題」に集約された「部落差別の本質」からきているとする指摘を受け入れることができなかった。これらの指摘からは、空気を吸う如く部落差別意識が染みついた一般大衆なら容易に、部落差別を受けいれるとの「大衆蔑視」が根強くうかがえるからである。

私自身は解放運動の中で、長年にわたる部落差別の結果、身に着けることができなかった、他者との対等な対話能力や社会性の欠落等＝〈被差別部落民の内面的弱さ〉¹⁸⁾克服への取り組みの重要性を同盟内で再三指摘してきた。幹部からは部落民を前にしての指摘ならいいが、部落外の人々の前

で〈弱さ〉をそのまま指摘するのはよくない。部落民以外の人々はその指摘を「それ見たか」と社会意識として空気を吸うように身に着けてしまっている差別意識によって部落差別の根拠にされるからだ、と言われてきた。しかしながら、部落差別によって歴史的・社会的に形成されてしまった〈被差別部落民の内面的弱さ＝課題〉は紛れもなく事実なのであり、その事実と向き合うことのない部落解放運動では、部落民自身が解放へ向かう主体として立ち上がることはできない。

1970年代半ばに、この「上映阻止闘争」に参加した灘本昌久は、20年後の1993年4月に「映画『橋のない川』上映阻止は正しかったか 今井正版・東陽一版を見て」¹⁹⁾を発表している。

「上映阻止闘争に、解放同盟以上に情熱を燃やした共闘関係者（その多くは新左翼系セクト）はどうか。これは、自分でもよくわかる。1973年高校二年生の時からしばらくセクトで活動していた経験からいうと、共闘の側の動機も、まったくの反日共である。共産党は、革命を歪め、人民を裏切った奴らだ。そして、彼らの差し金で動いている日共系の映画監督である今井に良い映画が撮れるはずはない。映画を見てみなければわからないなどというのは日和見主義である」と述べ、セクトの主張を受け入れた高校生であった灘本は映画『橋のない川』を見ることなく上映阻止闘争に参加していたと振り返っている。

当時、大学での全共闘運動（東大安田講堂占拠・学園封鎖等）や新左翼（赤軍派によるあさま山荘事件等）による闘争、さらに三里塚空港阻止闘争等が警察（国家）権力によって鎮圧されており、闘争の現場から排除された新左翼系の少なくない学生活動家が各地の部落解放同盟支部や新たにつくられたセクト系の解放運動組織に合流していた。

20年後に、灘本は京都の部落問題研究所が主催した「第41回部落問題夏期講座」で上映された『橋のない川』第一部・第二部を見て、映画を見ることなく上映阻止行動に参加したことを反省している。

映画『橋のない川』（第二部）における問題点」（『糾弾要綱』所収）²⁰⁾が

問題として最初に取り上げたシーン——名優伊藤雄之助が演じる永井藤作が列車内で着飾った娘さんから座席を譲ってもらう——について、確かに、このシーンを見た被差別部落大衆の中には「辛く、いやな思い」になる人も、「実はあの藤作のような人物は、私の村にもいる、あのような人物が村にいたと思われるだけで肩身が狭い」と感じる部落民もいるだろう。だからと言ってあのシーンが部落差別を誘引するだけとは決して言えない。リアルに当時の被差別部落の状況が永井藤作のおかれた悲しく切ない思い（上の娘二人を遊郭に売り、姉は自殺する。失火を起こした末の息子も自殺で失う）を理解した名優伊藤雄之助が演じることによって明らかになっている」と私は評価する。

灘本は「なぜ20年前に起った事件を、今頃蒸し返すのかとの批判を受けそうだが、それについては、次のような『橋のない川』上映阻止で唱えられた批判の論点は、無批判に継承されているというのが実際のところではないだろうか」と、93年当時における「二つのテーゼ」「3つの命題」に依拠した部落解放同盟による糾弾闘争の在り方との共通性を見出していた。

ただ、灘本の、『橋のない川』上映運動は部落解放同盟挑発の道具の匂いが強くなる、との指摘は納得しがたい。灘本が評価するように映画『橋のない川』の出来栄が良いなら、映画そのものを観たいという人々や共産党を支持する人々がこの映画の上映運動を行うことは当然ではないのか、それを挑発行為と捉えるのは、映画そのものではなく、映画を上映するか否かと闘争の側面だけをみているのではないか。

2022年9月に全国交流会事務局会議²¹⁾で『橋のない川』第二部を鑑賞し、話し合いを深めた。鑑賞者においては、『糾弾要綱』で部落差別を誘発すると指摘された各場面がなぜそれに当たるのか理解に苦しむし、この映画が「部落差別映画」として上映阻止されるものとは思えない、というのが共通認識であった。

もともと上映阻止闘争は、1969年に上映された『橋のない川』第一部に対する、部落解放同盟からの「部落差別を誘発する」ものとのクレームか

ら始まった。クレームの内容については第二部の製作時に補うことで合意し、部落解放同盟の推薦となった経緯があった。この第一部は1969年度『キネマ旬報ベスト・テン』において第5位にランクされるほど高い評価がされている。第二部についても、解放同盟からの干渉がなければ第三部も制作され、第二部で盛りだくさんのエピソードが窮屈に押し込まれていたうちの何場面かは第三部に回され、すっきりした映画になったのにと、残念がるネットの映画レビューもあった。

今井監督が部落解放同盟中央本部委員長朝田善之助との話し合いの席上、委員長から「(孫の孝二が学校で不当な扱いを受け、祖母のぬい(演者北林谷栄)が学校に抗議に行く場面=筆者加筆)、この学校での場面では、部落民全部が学校に押しかけ糾弾し、校長たちをクビにしてみえ。このシーンもなまぬるい、部落民全体が押し寄せ、村長、警察署長、村のボスども全部に土下座させてあやまらせる」²²⁾といったクレームだったらしい。此のクレームに従って映画がつけられていたなら、まったくの駄作になっていただろうと灘本は指摘する。

今井正監督は「芸術家の良心は暴力でふみにじれない — 映画『橋のない川』製作の事実経過」²³⁾に、朝田委員長との対応経過について書いている。

「『ま、今井君。われわれの結論はもう決まっているんだ。第一は、われわれと相談してシナリオを全部書き直し、それに従って映画の撮影を全部やり直すか。それがいやなら、第二に、映画ができたら最初にわれわれに見せ、われわれがノーといったら、絶対に公開しないと確約するか。第三は、もしそれもいやで、このまま撮影を続行するというなら、明日からいかなる事態が持ち上がっても、われわれは責任を持たない』²⁴⁾と話し合いの当初に一方的としか言えない要求を飲むことを求められていた。

このように理不尽な上映阻止闘争がなぜ取り組まれたのか。一方的な要求に従わずに映画が制作され上映されたからのようだが、今井監督のほうも一方的な要求を完全に無視したわけではなかった。何度となく、東京か

ら京都に出向き、話し合いを深めるための努力を重ねた。だが、朝田委員長は今井監督に会うことなく、「だんまり」を決め込んでいた。今井監督は撮影時間のリミットを超えた時点で、制作に着手せざるを得なかった。

映画『橋のない川』第二部には、朝田委員長からのクレームに応じたかのようなシーンが散見される。永井藤作が金太郎の入れ墨を背中に背負って、米騒動での打ちこわしのリーダーとして最前列で闘う場面、原田大二郎が演ずる青年西光万吉が部落大衆の先頭に立って指揮を執る場面には、やはり大仰で唐突の感が否めない。

なぜこのような態度を解放同盟側がとれたのか、その理論的根拠は朝田善之助による「二つのテーゼ＝部落差別の規定」であり、その後の「3つの命題（部落差別の本質・部落差別の社会的存在意義・社会意識としての差別観念）」であった。

映画『橋のない川』を部落解放同盟が『糾弾要綱』で部落差別だと指摘した各シーンには客観的に「部落差別だ！」と正当化し得る根拠はない。たしかに、被差別部落住民の中には、感情として耐えがたいという思いを抱く人もあるだろう。しかし、被差別部落民が感じる主観的な「痛み」と「不利益感情」を「二つのテーゼ」に拠って「差別映画」と断じることはできない。こうして「二つのテーゼ」を、『糾弾要綱』のように恣意的に適応されるのなら、行き着く先は部落民による解釈は絶対に正しいという「部落民の絶対化」である。「俺は被差別部落民だ、この俺が差別だと言っているのだから部落差別なのだ」と糾弾している状況と重なる。

第Ⅱ章 八鹿高校事件前の状況

第1節 事件以前における被差別部落の生活実態

南但馬における被差別部落の「特措法」施行以前の生活実態については石元清英論文「農山村部落の生活実態と同和行政」²⁵⁾が参考になる。この論文は八鹿高校事件発生から8年後の1982年に実施された兵庫県による実態

調査を基にしたものである。この論文から、八鹿高校事件前の南但地方の被差別部落の厳しい生活実態をうかがい知ることができる。

南但馬における「特措法」による同和対策事業が本格的に開始されたのは同法施行から4年後の1973年からである。但馬地方における同和対策事業の受け皿として、もとからあった融和団体である「南但民主化協議会」から部落解放同盟に組織替えしてからのことで、それまではほとんど部落解放運動らしい活動をしていなかった。実態調査は八鹿高校事件から8年が経過していたとはいえ、南但馬における「特措法」による同和対策事業が本格的に開始されてまだ10年しか経っていない状況での調査であり、事件前の生活状況とさほど変わっていなかったであろう。

どちらかと言えば、「寝た子を起こすな」との保守的な但馬地方の被差別部落に解放同盟支部組織がつくられていくのは、自主的な要求によって部落大衆が立ち上がったというよりは、対策事業の受け皿組織を必要とする県・町行政からの働きかけが大きかった。同和対策事業の実施は被差別部落住民にとっても、劣悪な生活全般におよぶ改善・向上と奨学金の給付による高校進学率の増加をもたらすこととなり、支部の結成は歓迎されていた。各支部ともほぼ全家庭が参加している。まさに、対策事業の受け皿としての要素が濃厚な部落解放同盟支部結成だった。

南但地方には1982年時点で、22の被差別部落が数えられ、部落人口は約6000名、最も大きな部落でも193戸であり、いわゆる少数点在型部落であった。石元論文によれば、南但馬地方の被差別部落は農山村地域にあり、各戸の農地面積は地域全般としても狭いものであったが、その中にあって部落農家は、一般農民の半分にも満たない狭小な農地しか持たなかった。そのほとんどが飯米農家であった。論文によれば、「南但馬の部落においては農業をはじめとする自営業の規模の零細性が、低い就業者割合と高い失業者割合を生み出す一因となっており、同時に就業者に占める労働者と内職従事者の割合を高めることにつながっている」²⁶⁾。さらに「周辺地域に比べて部落には老人世帯が大量に存在する」、彼らは「生計を維持するため

に、その世帯員はたとえ劣悪な労働条件であっても労働者とならざるを得ないのである」、「そして、かつてはその大部分が雇用者年金（厚生年金）から除外される零細企業労働者や日雇・臨時雇労働者、行商などの名目的自営業主であった部落の高齢者」は「その受けとる年金の額自体が、それで生活していくためには低すぎる」²⁷⁾状況に置かれていた。

このような状況に置かれていた南但地方の被差別部落であるが、同和行政施策はそれまでほとんどなされておらず、おそらく、他の地方における被差別部落の生活・意識と大きく変わるところはなかったであろう。以下、いくつかの資料から、他地方における「特措法」以前の部落状況について見てみよう。

「和歌山県における同和教育終結の取り組み」（谷口幸男）²⁸⁾では、御坊市について、次のような指摘がされている（『同和地区の元凶と問題点』御坊市 1966. 9）。

「路地裏に入れば。辛うじて傘をさして通れる程度の道路しかなく、不良住宅が多い」状況で、不良住宅率77.6%であった。「教育文化面に関連した現象」として、「a、建設日雇・製材雑役工、失対事業従事者など半失業的、不安定な仕事の従事者が圧倒的に多く、経済力は低い。b、長い間の差別が醸成した無気力、社会的連帯感の欠如、生活意欲の欠如、視野の狭さが、地域の成り立ちを阻害し、家庭生活を暗くしている。生活保護率の高さ、高校進学率の低さ（紀南平均32.3%、地区平均24.0%）、長欠・不就学の圧倒的高さは、地区の低位——教育と社会福祉面で諸問題を提起している」。「このような状況の中で、地区の子どもたちは『在所の子』として生活し、『町の子』と一線を画していた。紀北の一部を除いて、多くの地区も同様であった」²⁹⁾。

部落民が自身をどのように意識していたのか、その例として大津市の「坂本市民館」建設を巡る経過を見てみよう。

「特集・戦後部落問題の分岐点（2）」³⁰⁾によれば、福祉施設「隣保館」をめぐる、地区内の意見は二分され、結局、国費で作られる「隣保館」で

はなく、全額市費によって1959年8月に、「誤魔化し」的に「坂本市民会館」として建設されたという。「隣保館」という部落を象徴する名称を受け入れることを拒む意識が強かったことがわかる。ここには、部落に対する世間の目と、同時に、自らの出自をどこかで卑下する感情がうかがえる。

こうした部落民意識について、初代館長についた平田は1960年に刊行された市民会館会報「市民会館シリーズ」、「壁を破るもの」で「壁」について次のように指摘している。

「一体に此の地区の住民は社会性に欠け、広域社会や新しい集団生活への適応性に乏しい、それがために折角良い就職先を得ても永続きしない。これは永い間封建体制下に狭い地域に閉じこめられ、一般社会との交流を許されなかった習性に基づくものである。従って此の地区の伝統と生活習慣以外のものに容易になじめないのである。日常の用語においても簡単な言葉で事が足り、吾れか俺かの世界で改まった儀礼や挨拶を必要としない。敬語や卑語の使い分けが出来ない。礼儀作法に欠けている。粗野であるといった非難が一般社会に出た時にあびせられる。劣等感が意識の底に沈殿するわけである」³¹⁾。

同じく、「特措法」以前の、部落民意識について、もう一つの資料を挙げよう。「特集・戦後部落問題の分岐点(1)」³²⁾より、和歌山県有田郡吉備町で部落問題解決をめざした「ドーン計画」推進の当事者の発言を見てみる。「ドーン計画」の主題は「差別者のない吉備町ではなく、差別される部落民の存在しない吉備町を」であった。では「部落民とは何か」について、彼は次のように述べている。

「特別措置法がでた当時のうちの状態は、ほんまにひどかった。たとえば狭い露地とか崩れかかった家とか、緑の田園のなかにスラム街をちぎってほりこんだような状態。それに生活の貧しさ、安定した仕事が無い。これらを解決せないかんわけだから、ほくらいちばん思いをこめて考えたのは『部落民』の存在だった。『部落民』って何かというたら、ヤケ言う、腹立ったら激昂して人の意見も聞かんと、感情の赴くままに行動する。それ

から趣味は博打好き、宵越しの金はもたん、これは漁師町にもあったが、それとはちょっと違う。貧しさに打ちひしがれた中でつくりだされてきた気風といったいいかな、それが『部落民』。それを取りのぞかなんたら、部落問題はなくならん」³³⁾。

以上、これらの各資料が指摘する被差別部落住民の生活実態と意識は「特措法」以前の多くの被差別部落にみられたものであった。そして、「特措法」による同和対策事業によってこうした現象面に見られる住環境・労働・教育等の生活様式は大きく改善された。

しかし、今日もなお、部落内外を隔てる溝が存在する。それを埋めるためには双方による、自由でオープンなコミュニケーション（対話）が不可欠である。前述の「吾れか俺かの世界で改まった儀礼や挨拶を必要としない。敬語や卑語の使い分けが出来ない。礼儀作法に欠けている。粗野である」や「『部落民』って何かというたら、ヤケ言う、腹立ったら激昂して人の意見も聞かんと、感情の赴くままに行動する」——こうした対話を難しくする部落民意識の克服が、部落民自身の課題であり、部落解放同盟の運動課題であった。

しかし残念ながら、双方による自由な対話を阻む要因が、「答申（1965年8月）」と「特措法（1969年7月）」自体が内包していた。それは、「加害責任」を追及される国・自治体そして一般国民と「被害救済」を求め「加害責任」を追及する被差別部落民との二項対立図式から生じている。

私は、解放運動とは、差別者と被差別者の両者がともに乗り越える過程だと考えてきた。特に、部落民自身によって〈被差別部落民の内面的弱さ〉（部落差別の実態）を克服する重要性を指摘してきた。しかし、「差別者」と「被差別者」という二項対立からは、〈被差別部落民の内面的弱さ〉を明らかにし、「同和対策事業」の進展とともにそれらの〈弱さ〉を克服することが被差別部落民にとっても「自らの課題」として必要であるとは認識されない。「答申」以前の多くの自治体で実施されていた「部落実態調査」では、被差別部落住民が部落差別によって獲得できず、獲得しなければなら

ない生活課題や「生活スタイル」の課題がなんであるかを、明らかにする調査項目が含まれていた。しかしながら、「特措法」以後の「部落実態調査」では、これらの部落民自身の課題を明らかにする項目は退けられていった。

しかし、解放運動が目指すべきは、「特措法」によって生活環境が大きく改善し、「特措法」が終結した今であっても、この〈被差別部落民の内面的弱さ〉に向き合うことであるはずだ。

我妻洋³⁴⁾は部落民自身の内的克服がないまま、部落外に出た人々が持つ「弱さ」を次のように述べている。「身分をかくし、一般社会にまざって生活している人びとは、知らず知らずのうちに、一般社会の偏見に影響されて、部落の人びとを汚く醜く悪条件に充ちているように思っている。そして意識的には、自分がすでに部落と縁が切れ、部落の人びとの特色が自分にはないと考えている。しかし、無意識的には、こうした部落の人についての暗く歪んだイメージがすでに内面化されて彼ら自身の自己像の一部になってしまっているのである」³⁵⁾と述べ、部落外に生活の基盤を移した部落民自身の中に、部落を「卑下する」自己像がつくられていることを、すでに「答申」が提出される一年前に指摘している。

第2節 南但地方における部落解放運動の開始

1973年から74年時点で。兵庫県当局と県教育委員会は部落解放同盟との連携を明確に表明した³⁶⁾。1973年の定例県議会において、小野賢一民生部長は、地区住民組織である「解同」県連と「連帯」しながら同和行政を推進すると答弁した。また1974年11月には、共産党議員の質問に対し、教育次長が、県教育委員会は「解放同盟（朝田派）」と連携して同和教育をすすめると回答している。さらに同和行政・教育行政においては、部落解放同盟に「窓口」を「一本化」することを確認している。こうして県と教育委員会の強い後ろ盾の下、「解放同盟」は地域の解放運動の中心となっていく。

「解同南但支連協」・青年行動隊が地域の役場、小学校・中学校・高等学校に対して「行政確認会（点検・確認・糾弾）」を開始したのは、73年11月からであった。先述の著書『八鹿・朝来裁判闘争』によってその経過をたどってみる。

「11月6日に朝来中学校、12月4日に和田山町行政、8日に和田山町行政・議員、13日に山東町行政・町内教職員、19日に朝来町行政……といったようにそれはつづいた」、「山東町のばあい、青年行動隊が教育長を脅かし、教育長は夜の九時だというのに各教師をよびだして、朝まで“確認会”に参加させていた」、「12月15日朝来町中川小学校にたいし、同和教育点検“確認会”が強行された。ここから、『解同』青年行動隊や中学校・高校の『解放研』生徒などによる直接的な学校教育への介入が本格化し、朝来中、生野中、和田山中、生野小などで、連続的に“確認・糾弾”が強行され、以後、急速に拡げられていく」³⁷⁾。

この時点でも部落解放同盟による糾弾行動には、何が糾弾に値するのかを客観的に明らかにする「糾弾要綱」の提示がもためられていたはずであったが、一連の「点検・確認・糾弾」闘争では「糾弾要綱」は作成されておらず、提示もされなかった。部落解放同盟中央本部自身が「糾弾会が双方にとっての学習の場である」と位置づけていたが、双方の「対話」を捻りあるものにしようとする姿勢とそのための一定の規範を設けようとする意識は極めて薄かった。糾弾会を互いにとっての学びの機会と位置付けるなら、少なくとも被糾弾者に対して、罵詈雑言や人格を否定するような「アデランス、ハゲ、アホ、ボケ」等の侮蔑語を浴びせることは慎まねばならないだろう、いわんや暴力を振るうなど論外のはずである。

しかしながら、一連の「点検・確認・糾弾」闘争では、役場や学校での同和対策事業や部落問題への取り組みの遅れや不十分性を捉え、時には言葉尻をとらえるなど、「窓口一本化」等解放同盟がめざす同和行政や部落解放同盟が主導する解放教育実践の実行を迫るものであった。「点検・確認・糾弾」闘争に出席した青年行動隊や中・高等学校の「解放研」メンバーは

具体的に同和行政や教育行政の在り方についてはたして充分認識できていたのだろうか。むしろ彼らの多くは糾弾要員として「解同南但支連協」（リーダー丸尾等）の指示にしたがい、被糾弾者に対する物理的・精神的圧力の役割を果させられていたのではないか。さらに、彼らの多くは「点検・確認・糾弾」闘争の場数を踏むたびに、部落差別者とされた被糾弾者への激しい追及の仕方をますます恣意的にエスカレートさせた。相手を対話によって説得するだけの解放の理論武装もなく、ただ、屈服させることがめざされ、そのためには、被糾弾者への罵詈雑言・人格を否定する言動も頻繁に用いられた。本来ならそれらの行動を規制するのが丸尾たち指導層であったはずであるが、そのような規制がなされていたとは聞かない。あたかも、1960年半ばに中国で起こった文化大革命時の「紅衛兵」的役割を若い青年層・中学・高校の「解放研」生徒たちは果たさせられていたのではなからうか。

1973年9月、西宮市役所に対して部落解放同盟兵庫県連は同和行政の解放同盟への「窓口一本化」を求めた。この闘争には丸尾沢支部支部長たちも参加している。100日にも及ぶ座り込み行政闘争は市の業務を著しく低下させた。彼らにとって、行政に対する差別行政糾弾闘争の「型」——行政に対しては大動員した大衆によって威嚇する等——を学ぶ機会となっただろう。丸尾自身は30歳代になるまで、被差別部落を「ダメなところだと嫌っていた」と述べている。西宮闘争での行政糾弾闘争から学んだ彼は但馬に帰り、10月28日「解同」南但青年行動隊を自ら組織しリーダーとなった。「差別糾弾闘争を行政闘争に！」との解放同盟の運動方針通り、西宮市への行政闘争を基に、南但地方の各役場・教育現場に対する同和行政・解放教育の「点検・確認・糾弾」闘争に取り組みはじめた。糾弾の対象となった町役場・小・中学校・高等学校はそれまで同和行政・解放教育をほとんど実施しておらず、激しい糾弾闘争も経験していなかった。青年行動隊を前面に押し出した激しい糾弾闘争を受け、彼らの求めどおり「差別行政・従来の差別的教育」のままであることを認めた。以後、積極的に解放同盟

に指導を仰ぎながら同和行政・解放教育に取り組むことを確約した。「答申」「特措法」には明確に、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」との指摘があり、この指摘に基づいた「解同南但支連協」・青年行動隊による行政闘争・学校での解放教育の実施要求を町行政や小・中・高校は受け入れざるを得なかった。

「特措法」が10数年経過したころ、盛んに同和行政における「行政側の主体性の無さ」が指摘されてきたが、南但地方ではすでにこの時点で、行政・学校側の主体性は失われていたと言える。

「点検・確認・糾弾」は南但地方の町役場や小学校・中学校・高等学校でも順々に実施され、屈服させられていった。後に「八鹿高校糾弾共闘会議」に彼ら行政機関が加盟したのもこの一連の流れの必然的な帰結であった。

各校は解放同盟の申し入れを受け入れ「解放教育」の実施を確約し、中学校・高等学校には生徒による「解放研」が組織されていった。この「解放教育」は以下に示す、「全国解放教育研究会」の趣意書に基づいて、部落解放同盟の指導の下での教育実践が行われるものとされていた。

「全国解放教育研究会」は1967年7月1日結成された。その主意書によれば、「全国解放教育研究会は、部落の完全解放の運動の重要な一環たる部落解放教育運動の前進のため、部落解放同盟中央本部の方針に沿い、解放教育を歪曲・否定しようとする一切の志向、および、新しい形の融和教育とねばり強くたたかい、部落解放教育の確立・発展をめざすことを基本とする」([全国解放教育研究会趣意(案)]³⁸⁾)ものであり、つまりは部落解放運動と一体化した解放教育を進めるための会であった。

部落解放教育の推進者であった中村拓三は「全国解放研と解放教育の課題」³⁹⁾として以下のように書いている。

「『会』は、部落出身教師と部落解放運動にかかわる教育関係者によって構成され、部落解放同盟中央本部の指導と援助によって、部落解放運動の一環としての解放教育を進めようとするものである」、「『解放教育を歪曲、否定しようとする一切の志向、および、新しい形の融和教育とねばり強く

たたかい、部落解放教育の確立・発展をめざすこと』⁴⁰⁾と、部落解放同盟中央本部の指導と援助の下に教育活動を進めるのだと、主意書をなぞった教育を進めるべきと書いている。

また中村は、何を差別と捉えるかについての判断を「3つの命題」を柱にすべきと主張する。「何が、どこで部落差別となり、部落解放を阻害するか、という観点である。そのためには、部落解放運動が五〇年の歴史をとおして確立してきた解放理論、とくに三つの命題——差別の本質、部落差別の社会的存在意義、社会意識としての差別意識——が深く学びとられなくてはならないだろう」⁴¹⁾と述べ、すなわち、部落解放同盟中央本部が認める教育以外は一切認めないと言うのだ。中村が指摘した「新しい形の融和教育」——京都の部落問題研究所が支援し推し進めてきたこれまでの「同和教育」——は克服されるべき、つまりは闘うべき対象とされた。各地で実施された解放教育運動では「部落解放同盟」の傘の下、「運動と教育の結合」を声高に掲げる行き過ぎた教育実践がまかり通った。私の地元の小学校では、校則を破った児童に対して「狭山事件の石川さんの悔しい思いを体感せよ」と廊下に水を一杯にしたバケツを持って立たせるような実践が「解放教育」の名の下、まことしやかに行われていた。

こうした解放教育に対し、八鹿高校は自主性を放棄しなかった。その八鹿高校に対し南但地方の約200団体が「八鹿高校糾弾共闘会議」に結集した。ここには解放同盟による「点検・確認・糾弾」を受け、「同和行政の窓口一本化」を進めることを約束した「南但地域10町役場」も名前を連ねていた。孤立させられた「八鹿高校」は暴力的糾弾のターゲットとなった。

第三章 八鹿高校事件——経過と裁判闘争 (『八鹿・朝来暴力事件と裁判闘争』⁴²⁾による)

第1節 第一次朝来闘争

1974年9月7日、第一次朝来闘争は新聞折り込みビラの妨害から始まっ

た。以下、『八鹿・朝来暴力事件と裁判闘争』（『八鹿・朝来暴力事件と裁判闘争』記念誌刊行委員会 1996 年）に沿って経緯を追ってみよう。

「部落解放運動の統一と刷新をはかる日高有志連合」（以下、「日高有志連」）は「解同南但支連協」・青年行動隊による一連の「点検・確認・糾弾」の理不尽なありかたへの批判を記した新聞ピラを作り、翌日の一般紙朝刊で配ることにした。それを事前に知った「解同」青年部は、町当局を動かして朝来郡一円、和田山・朝来・生野・山東各町の新聞販売店をまわり、「新聞折込をやめろ」、「商売で差別をばらまく気か」などと脅迫し、ピラの折り込みを妨害し強引にさしとめた。後日、新聞販売店主を招集し「確認会」を行っている⁴³⁾。

これを知った兵教組朝来支部組合員の有志や「日高有志連」関係者は、この状況を「言論封殺、営業妨害、脅迫も平気の暴挙」と再批判したピラを直接地域住民の手にとどけようとその日の夕刻から配布活動を始める。組合員の乗用車が、いわゆる「解放車」（「解同」が町当局に買わせていた大小の宣伝カー）に進行を阻止され、「解同員」らの集団にとりかこまれて、乗用車もろとも監禁されてしまう⁴⁴⁾。急を聞いた兵教組朝来支部長橋本哲朗らが現場に駆け付けた。橋本は、約 10 人の「解同員」らにとりかこまれピラの差し出しを求められたが、これを拒否する。まもなく丸尾自身も現場にあらわれて「糾弾」を指示、30 人から 50 人の「解同員」らが橋本の乗用車を包囲してその動静を監視する状況が続いた⁴⁵⁾。

事件を知った住民約 60 人が事態を放任する和田山警察署に抗議行動を続ける。その頃までに「暴力集団」は 400 人あまりに増員された。その中には朝来中の解放研究生徒も約 200 名が含まれていた。ようやく翌 9 日午後 5 時半になって、機動隊が排除し、監禁されていた 12 人は 20 時間ぶりに救出された⁴⁶⁾。包囲監禁された場所から「元津事件」といわれる。

この状況下、兵教組組合員と「日高有志連」は同種のピラを自分たちの手で全戸配布した。しかしすぐさま「解同南但支連協」は「ピラの内容が部落差別だ」と断定し、それをすでに「行政糾弾」で屈服させられていた

八鹿町役場職員が回収に回った。

第2節 橋本哲朗私宅包囲・監禁事件

続いて、10月20日から26日の1週間にわたり、兵教組朝来支部長橋本哲朗私宅を取り囲み、「監禁・糾弾」が行なわれた。橋本支部長は、南但地方で「解同南但支連協」・青年行動隊による行政・学校に対する「点検・確認・糾弾」行動と、その糾弾行動への批判や意見すら一切公に発言できない状況が作られていく中で、それに屈することなく、批判し行動し続けていた。それ故、「解同南但支連協」・青年行動隊にとって許すことのできない「部落差別者」のリーダーと位置付けられ、「包囲・監禁・糾弾」が実施された。以下に指摘する出来事は1週間に及ぶ「包囲・監禁・糾弾」闘争の概要である。

自治労朝来町職員組合は、18日「橋本糾弾闘争」に「解同」と共闘することを決定し、朝来郡内の他の自治労組織へも参加をよびかけた⁴⁷⁾。その際「橋本糾弾闘争」への参加を拒否した町職員の1人に対し、10月28日・11月12日の2度にわたって、庁舎内で「解同南但支連協」員と自治労組合員約100名によって暴力的糾弾を行なった。2度目の糾弾会には八鹿町助役もその場に立ち会っていた⁴⁸⁾。この自治労組織は八鹿高校事件が裁判闘争で八鹿高校教職員の勝利が確定した以降も、自らの行動への反省や総括を行っていない。

10月20日の当日、午後7時には、「解同」沢支部同盟員と朝来町職員を中心に、約500名が橋本私宅を取り囲んだ。正面周辺には見張りに朝来町職員を動員し、テントを8カ所にはり、私宅周囲を5台の投光器で照らし、宣伝カーを公道上にならべて、拡声器で夜通し大声で罵声を放ち続けるような、度を越した行動が続けられた⁴⁹⁾。

10月22日には「橋本糾弾闘争共闘」への参加団体は30となる。翌23日には、朝来中学校の校長平井重一、教頭太幸史郎が先頭にたち、同校の「解放研」生徒をはじめ、ほとんど全校の生徒を引率して、橋本宅前までデモ

行進させ、「糾弾」の叫び声をあげさせた⁵⁰⁾。

10月25日には、前日を上回る動員数になる。教職員組合朝来支部のいくつかの分会も参加を強いられていた。朝来中学校の全生徒も前回に続いて動員されていた。さらに、但馬教育事務所長上田平雄が県教委を「代表」して、橋本宅にむかって、「糾弾」の声明文を読み上げた⁵¹⁾。

監禁7日目の10月26日午前8時ごろ、早朝から播但線ぞいの和田山、竹田、青倉、新井、生野の各駅やその近辺で抗議・激励のビラを地域住民に配布していた橋本支援の人たちが次々に襲撃された⁵²⁾。

これら一連の事件に対して、共産党国会議員や関係者が警察に包囲を解くよう要請したが、八鹿警察署は全く規制することなく、静観するだけだった。包囲・監禁といった暴力行為を放置する警察署の行動は不可解としか言いようがない。しかし、近代国家において「暴力」は軍隊と警察権力にのみ認められたものだ。その警察が、こうした一連の「暴力」を黙認したのであるから、糾弾側に「暴力」行為の正当性を与えることになった。

一連の「解同」による暴力糾弾事件、1974年9月8日発生の朝来町・元津事件をはじめ、10月27日発生の大藪公会堂事件までの11事件、さらに11月22日の八鹿高校事件とそれに関連する事件6件の合計17件が神戸地方検察庁に告発された⁵³⁾。引用した出来事の記述は『八鹿・朝来暴力事件と裁判闘争』によるものであるが、事件の詳細は裁判で事実認定されている⁵⁴⁾。

後述する東上高志の指摘、「部落に学べ。部落に学ぶとは立ちあがった青年行動隊に学ぶことだ。学ぶことは、最高の学習の場である「確認会」に出て、差別性の点検をうけ、ともにたたかう仲間として行動するときからはじめて自分のものになる」とは、「解同南但支連協」・青年行動隊が「点検・確認・糾弾」会の席上、役場や学校といった被糾弾者に求めた運動論であり、共同闘争の呼びかけである。それを忠実に実行し「解放研」の生徒や他の生徒たちを糾弾の場に引率し、「差別糾弾」の声を上げさせたのが朝来中学校の校長・教頭であった。

太幸教頭は9月20日、沢部落の隣の石田地区で町主催の「学習会」という名のオルグ活動に出席した。その時の聞き取り「メモ」によると「町民 インデアン方式をやっている。それでもいいというのか。／太幸 批判の出たところは改めてゆく。／町民 行動隊に生徒が参加している。おかしい。／太幸 確認会では行動隊が先生なのだ。だから生徒は学びに行っている。／町民 ばからしい、そんな教師ヤメチマエ（そうだそうだの声）朝来町一万の声を無視するな。／太幸 八百人の部落の方を重視するのが解放だ。／町民 話にならん。町長も先生もヤメチマエ。／町長 無言」⁵⁵⁾。生徒を糾弾の場に引率した件について抗議し、説明を求めた保護者に対して、太幸教頭は、「確認会では青年行動隊が先生だ、また、町民全員より、少数の被差別部落の人びとを重視するのが解放だ」と述べている。これが「解放研」生徒たちが学んでいた実態であった。このような教育実践が果たして教育として認められるのだろうか。

10月19日には、朝来町の石田部落が、村ぐるみの「糾弾」をうける⁵⁶⁾。「解同」丸尾らのいいなりにならず、「糾弾」への参加要請を伝えに村に向いた町職員の指示に素直に従わなかったことがその理由である。

1973年12月26日以降、各種の糾弾現場に各校の「解放研」生徒も動員され、椅子に座らされた「被糾弾者」の周りをまわりながら「差別」「反対」「差別者糾弾」等と、大声で繰り返す「インデアン方式」による糾弾方法が実施されていた。多くの「被糾弾者」は数時間にも及ぶこれらの糾弾によって疲労困憊し「要求」を認め、解放同盟側の「要望・要求」を受け入れていった。

このような「差別糾弾方法」で確認された「同和行政の実施」や解放教育実践を容認できない批判者たち——その中には共産党員やシンパの町民たち、また一般の町民たちも含まれる——がピラで反対の声を上げることは当然の市民的権利である。にもかかわらず、解放同盟に結集する人々にとっては、「ピラの内容が彼らの行動を批判するものであり、それは部落差別そのものである」と断定し、暴力的に阻止行動をとるのも当然とした。

だが、自分たちの「点検・確認・糾弾」行動に対する批判をどのような根拠を以て「部落差別」と断定できるのか。ここには、またも「二つのテーマ」——ある言動が差別にあたるかどうかは、その痛みを知っている被差別者にしかわからない——による「部落民である俺たちが差別と言っているのだから、部落差別なのだ」との「部落民の絶対化」がある。市民的権利である「批判する自由・批判を表明する自由」も丸尾沢支部長らは「差別する自由はない」と一蹴した。

第 3 節 八鹿高校糾弾闘争（その 1）

橋本教諭糾弾事件後、次にターゲットにされたのは、県立八鹿高校教職員だった。八鹿高校以外の南但地域の小・中・高等学校は「解同南但支連協」・青年行動隊による「点検・確認・糾弾」を受け、要求通り中・高校には「解放研」が設置されていた。唯一八鹿高校だけに「解放研」が設置されていなかった。すでに八鹿高校には生徒学友会から正式に認められている「部落問題研究会」が存在していたからである。さらに、八鹿高校では 1969 年頃から、いち早く生徒たち向けカリキュラム作成と教師自身の学習会等の同和教育実践が取り組まれており、教師たちは、いまだ南但地域に部落解放運動が根付いていないころから、地域内の被差別部落に家庭訪問や部落問題の学習・啓発という形で出むき、被差別部落住民との交流も行っていった。「解同南但支連協」から、八鹿高校における「差別教育」の「首謀者」と見做されていた片山教諭は、1969 年から開催されていた南但馬関宮地区での「部落問題連続学習会」に出席し続けてきた。彼は他にも自主的な部落問題学習会の輪を広げていた。

それ故、八鹿高校教員たちは、「解同南但支連協」・青年行動隊が南但地域で行っているような、生徒・解放研を動員しての糾弾会等における、「点検・確認・糾弾」路線が決して部落問題の解決にはつながらないと批判的であった。

八鹿高校への「解同南但支連協」からの最初の動きは、73 年度の卒業式

での、2人の部落出身生徒による突然の「解放研」の設立要求であった。

その後、5月11日に「解放研」を要求する生徒たちが小林教諭に顧問になってほしいと要請してきたので、小林教諭と同和教育室長（八鹿高校にはすでに同和教育室が設置されていた）高本教諭が生徒らと話合ったあと、職員会議で、この問題が検討され、5月15日に、つぎのような方針をまとめた。

「八鹿高校にはすでに『部落研』があり、これとべつに『解放研』をつくることは適当でないうえに、『解放研』そのものの性格、組織、行動に教育上見過ごせぬ問題点がある。しかし、生徒の心情は尊重せねばならず、その理解と納得のうえで処理すべきである」、「この件については、(1)要求生徒と今後もねばりづよい話し合いをつづける、(2)生徒間、職員間、生徒・職員間に分裂・対立がおきないように意思統一をつよめていく、(3)顧問の問題は、たんに小林教諭一個人の問題でなく、職員全体で職員会議の問題としてあつかっていく」⁵⁷⁾。

すでに、昨年末から「解放研」生徒たちを動員しての「点検・確認・糾弾」闘争が各学校に対して取り組まれていることを八鹿高校教職員は認識していたが、(1)の方針に沿って、5月15日から6月14日にいたるまで6回の話し合いがもたれた。

5月中旬に県教委但馬教育事務所長・西村勝が八鹿高校校長珍坂邦厳にたいし「解放研」結成を認めるよう要求した。このような県教委による教育現場への直接の教育介入は本来許されないものだ。6月6日には和田山町の「山田久差別文書糾弾闘争本部」におもむいて「解同」丸尾良昭に会うよう指示。丸尾との会見で、校長珍坂は「解放研」設置の強い要請を受ける⁵⁸⁾。

1974年1月6日、県幹部職員山田久が息子に送った部落出身女子生徒と交際することに反対する手紙が明らかとなる。これを契機に南但各地の行政、学校に対する確認・糾弾会がさらに強まる。1月28日にはこの手紙を差別文書とし、糾弾闘争本部が和田山町に設置された。

つづく 6 月 15 日には、一泊での「部落解放に立ち上がる高校生の宿泊研修会」の準備のための実行委員会が開催された。この研修会は但馬同和教育推進協議会高校部会が主催し、「解同」南北但支連協、県教委、但馬文政府が後援していた。会は他校の「解放研」生徒が中心となって運営され、研修会では、「解同」南北但支連協が協力して「モデル確認会」を行うことが予定されていた。高校生の集会において、「部落解放同盟」という運動団体による「モデル確認会」がなぜ実施されねばならないのか、との疑問は当然提起されねばならなかっただろう。この準備会に参加していた八鹿高校の高本教諭から報告を受けた教職員は、会議をかさねたすえ、校長・教頭も出席した 21 日の職員会議で、高校生の活動として教育上好ましくないものと判断し、研修会には生徒も教職員も参加しないと決議する。にもかかわらず、22 日の一泊研修会には生徒数名が参加し、引率のためとして教頭小田垣鎮が教職員に無断で出席した。

当日の、「モデル確認会」では八鹿高校も対象とされ、小田垣教頭は出席していた丸尾らにその場で詰め寄られて、7 月末までに八鹿高校に「解放研」をつくること、6 月 30 日の継続研修会にも参加することを約束させられた。6 月 25 日の職員会議で、教頭からその報告がなされる。教頭は職員会議での決議を破ったことを陳謝し、「解放研」をつくるとの約束は自身の真意ではないとしたので、約束を取り消すように努力することを、校長・教頭を含む全員一致で決議した。

その後、県教委からの職務命令によって、校長・教頭はやむなく 30 日の継続研修会に出席した。校長・教頭はその会で他校の「解放研」生徒たち多数からインデアン方式による「糾弾」を長時間受け、心身ともに疲労の限界を超え、7 月末までに「解放研」を作ることを文書で約束させられた。7 月 1 日と 4 日の職員会議で、教職員に追及された校長・教頭は約束の撤回を表明する。にもかかわらず、7 月 5 日県教委から「解同」と連帯して同和教育を推進するという県当局の方針に従うよう強く指導されると、校長は 15 日には同校同和教育室に対し、「解放研」設置は認めざるを得ない、

今朝教頭に「解放研」顧問を命じておいたと通告してきた。教職員による校長の独断専行との抗議も無視した⁵⁹⁾。

7月30日、校長は「解放研」の設置を一存で承認し、顧問には教頭を充て、同校本館2階に部室を提供した。「解放研」設置について学友会規則を破り、本館に部室を与える異例の優遇措置を取った。これに抗議する八鹿高校学友会らの生徒たちや教師たちに向かって「本来のルールを無視したことは悪かったが、『解放研』をつくることで外部からの介入が防げる」と言って、教師たちの要請には応じなかった⁶⁰⁾。八鹿高校の「解放研」の設置が校長の独断専行によって行われた背後には、こうした県教委による職務命令と「強力な指導」という教育介入があった。

八鹿高等学校教職員はこの間の事態について「八鹿高校生のおとうさん、おかあさんへ／これが真相です。ぜひお読みください」と題した文章を保護者宛に配布した。そこには「解放研」設立が要求された状況、「解放研」がつくられている他校での「解放研」の特別な位置づけ、「一泊研修会」で「解放研」設立を強引に確約させられた状況等が書かれていた⁶¹⁾。

次に、こうした一連の糾弾闘争を可能としたその活動費と活動員について見てみよう。

まず活動資金の多くの出所は行政予算であった。「解同南但支連協」・青年行動隊による「点検・確認・糾弾」闘争によって同和行政の推進を確約した八鹿町役場の74年度当初予算はおよそ12億5000万円に上る。9月定例議会では1億3000万円の補正予算が組まれた。うち同和对策費の補正は約660万円。これらは議会提案以前に町当局独断で支出済であり、11月12日には議会全員協議会に提出された「同和对策費予算計上見込」表によると、その時点ですでに計941万4000万余円が支出され、マイクロバス（いわゆる解放車）2台346万7,000円をはじめ、ワイヤレスマイク、ゼッケン、鉢巻き、腕章、ユニホーム（青年部用＝「解同」のいわゆる戦闘服）等の備品購入費151万余円のほか、「解同」4支部活動費275万、狭山闘争費計100万余、町職員「糾弾」など3回の確認会・糾弾会費が約52万円（う

ち中学校「解放研」分 23 万 5000 円)」となっている⁶²⁾。八鹿高校糾弾事件が起こるまでの「解同南但支連協」・青年行動隊による各役場、各学校、街頭での糾弾、橋本教諭私宅包囲行動等はこうした町予算からの潤沢な補助金によって賄われていたのである。のち民事裁判所（1987 年 9 月 28 日）が違法と認めた 3 町の支出とその額は八鹿町関係で合計 668 万 9,790 円、朝来町関係で合計 1,090 万 7,997 円、養父町関係合計 939 万 9,211 円となっている⁶³⁾。3 町総計で約 2,600 万円にも上る額となっていた。

活動を担ったのは「解同南但支連協」・青年行動隊に組織された青年たちである。彼らが正規労働者として就職していたのなら、一連の「点検・確認・糾弾」闘争に参加し続けることは難しかろう。参加した多くの青年たちは比較的時間に融通がきくアルバイトか日雇労働者であり、あるいは無職の青年である。南但地方における当時の青年層（青年行動隊員を含めた）の就業実態を見てみよう。

『部落差別と八鹿高校』（高杉晋吾著 1975 年 7 月三一書房）には、八鹿町（現養父市）の 4 部落の「被雇用者の状況」が記載されている。それによれば、A 地区 184 人（100 人）、B 地区 29 人（25 人）、C 地区 17 人（12 人）、D 地区 15 人（10 人）⁶⁴⁾で、カッコ内の数字は臨時・日雇労働者であり、全地区で 147 名、60% という高い割合である。このような状況は八鹿町以外の部落の雇用状況においても同様であった。このように不安定な職業に就かざるを得なかった被差別部落青年層の実態こそが部落差別問題そのものであった。そうした彼らにあって、丸尾たちの簡潔な解放理論は、簡潔であるがゆえに強く響いたのであろう。

第 4 節 八鹿高校糾弾事件（その 2）

11 月 12 日、「解放研」の生徒が顧問の小田垣教頭を通じて、同和教育室の高本教諭に対し、16 日の午後 2 時から「同校の同和教育のあり方などについて話合いをしたい」と申し入れてきた。高本教諭はその旨職員会議で検討して回答すると返答した。職員会議では、「解放研」が激しい糾弾によ

って校長の独断で設置された経緯などを考えあわせ、15日に校長を通じて話し合いは受け入れられないと返事する。「解放研」生徒は納得せず收拾がつかなかったので、高本教諭は個人的なら話し合いに応ずると返事する。しかし職員会議では、これまでの例からみて応じるべきでないとの意見が強かった。とはいえ個人的であっても高本教諭が応じると答えたのだからと、結局同和教育室の高本、小林、四方の3人の教諭が外部の者を入れない条件で、3時から4時までと時間を区切って受け入れた。参加した約10名の「解放研」生徒たちは、ゼッケン、鉢巻きを着けた「確認会・糾弾会」スタイルで臨み、徐々に興奮し教師側の答えが気に食わないと、「アホ、バカ、差別教師にやにやするな！横向くな」などとの悪口雑言を浴びせ罵倒するばかりで、教師の話をもっと聞こうとしなくなった。途中から八鹿高校朝来分校「解放研」顧問が窓から入ってきて生徒をけしかけた。他に、「解同南但支連協」の青年部員や他校「解放研」の生徒らが押しかけてくる。騒然とした状況の中で、5時30分ごろ、校内に残っていた多数の教職員が高本ら3人を救出した⁶⁵。八鹿高校教職員が職員会議で「解放研」との話し合いを正常な形で行うことは難しいと拒否した理由が現実のものとなった。

「解同南但支連協」・青年行動隊にとって「点検・確認・糾弾」は部落解放同盟中央本部が主張してきた「双方にとっての学習の場である」とは到底言えないものである。自らが恣意的に「部落差別者」と断定した者に対する「つるし上げ」にも等しく、「糾弾」は相手を屈服させる場になっていた。それ故、彼らの一方的な主張を認めない八鹿高校教職員は「解同南但支連協」・青年行動隊にとって、絶対に許すことのできない組織とされた。

11月18日、前々日の16日の教師3人との「話し合い」で自らの要求を認めさせることができなかった八鹿高校「解放研」生徒たちは、「解同南但支連協」の丸尾らと相談のうえ、他校の「解放研」生徒や青年行動隊の支援を受けて八鹿高校職員室前に3項目の要求を掲げて座り込みを開始し、職員室と周辺に八鹿高校の同和教育を誹謗し、中傷するポスターを張り巡

らした。

3 項目とは「(1)八鹿高校解放研の顧問をさらに 3 名つけること、(但し、その人選は解放研の希望をうけ入れること)、(2)八鹿高校解放研と先生の話合いをもつこと、(但し、但馬地区高等学校連合部落解放研究会並びに各役員を含むこと)、(3)現在、八鹿高校の同和教育は部落の解放とすべての生徒のしあわせにつながっていないことを認めること」⁶⁶⁾であった。

前日の 17 日には「解同」側の丸尾、山本らは、八鹿高校会議室に八鹿町内の「解同」支部長、育友会役員、小田垣教頭らを集めて対策会議を開いていた⁶⁷⁾。

18 日夜、丸尾は「解同南但支連協」会長山本佐造と協議のうえ、八鹿町民ホールに、「南但支連協」や南但馬各町の職員組合、育友会など多数の団体を呼び集め、「八鹿高校教育正常化闘争共闘会議」を結成、丸尾良昭を議長に、副議長に育友会会長辻本脩二と山本佐造を選出した。

闘争本部は町役場と同一構内の町民ホールに、現地闘争本部は八鹿高校校長室隣の応接室にそれぞれ設置する。現地闘争本部が八鹿高校内に設置されること自体異常な状況である。闘争方針は「解放研の要求貫徹をはかる」、「解放研の生徒より断食闘争の申し出があるので、状況によりその闘いを具体化する」などの 7 項目であった。

18 日、前月当選を果たしたばかりの県知事坂井時忠が現地闘争本部に姿をみせ、丸尾良昭と握手をかわした⁶⁸⁾。坂井知事が丸尾議長と現地闘争本部で握手をかわすことで、警察に加え、行政トップの後ろ盾が「糾弾」の「正当性」を裏書きすることとなったと言えるだろう。

11 月 19 日、八鹿高校教職員は職員会議を開いて「解放研」生徒の要求について再度協議するも、3 項目はいずれも学校内部で解決すべき事柄であるのに、外部の力をかりてその圧力で自己の要求を押し通そうというやり方は認められないとの結論に達した。

その会議の途中においても、県教委の主事らが「どうなってもしらんぞ」と教職員を恫喝したり、「解放研」生徒とのすみやかな話合いを指示する県

教委からのメモを教職員に手渡したりしている⁶⁹⁾。

このように県知事による激励、県教委による八鹿高等学校に対する職務命令や不当な介入が次々になされていった。

11月20日、共闘会議は、「八鹿高校差別教育糾弾闘争共闘会議」（以下、「八鹿高校糾弾共闘会議」と名称を変更し、本部と現地闘争本部との間に直通電話を架設する⁷⁰⁾。

このころには、八鹿高校校内に他校の「解放研」生徒や青年行動隊員・解放同盟員が了解なく自由に入出入りし、彼らによって教職員の帰宅が妨害されたり、悪罵を投げかけられたりし、騒然とした状況になっていた。このような事態に対して、八鹿高校教職員が八鹿警察署に、無用なトラブルを避けるために登・下校時の保護を要請したことは当然のことだが、警察は対策をとろうとしなかった。

11月21日の午後4時、座り込んでいた「解放研」生徒がハンスト宣言をする。

翌22日、八鹿高校教職員は集団で国鉄八鹿駅から徒歩で八鹿高校に向かった（糾弾側の報道では教職員が大型バスで学校まで乗り付けたとなっている）。八鹿駅から徒歩で1.5キロ先の八鹿高校に向かった教職員の列の両側から、青年行動隊員らによって罵詈雑言が浴びせられた。

学校に到着すると校内にははやくも、ゼッケン、鉢巻をつけた「解同」員10数名が入り込み、校庭には前日から「糾弾」集会用の投光器が据え付けられていた。グラウンドには「勝利集会」用と思われる演壇用資材が、すでに運びこまれていた⁷¹⁾。これらの費用はすべて役場から提供されていた。

教職員たちはこの状況から今日、糾弾闘争は必至と感じ、職員会議のうち、各教室で事態を説明して、「今から教師全員は年休を取って帰ります。生徒たちも下校してください」と伝える。

教職員は整然と正門から退出しようとした。そこへ11月18日から校内に泊まりこみで現地闘争本部に詰めていた県教委同和教育室指導主事と他の指導主事4人、校長・教頭がかけつけ押しもどそうとする。教職員は押し

問答のすえ、正門を出て八鹿駅に向かった。校長は教職員を連れ戻すべく、自動車で国鉄八鹿駅に先回りしていた。

この隊列に、前日から指令を受けて町民ホールで待機していた「解同南但支連協」員ら 200 名前後が丸尾良昭（共闘会議代表）の指示に従って、路上に座り込んだ教職員たちを暴力的に一人一人ごぼう抜きにして八鹿高校体育館に連れ戻した。この時点で多くの教職員は負傷している。ここから 13 時間にも及ぶ、暴力的糾弾が始まった。校長や教頭も赤い鉢巻きを締め、泊まり込んでいた県教委指導主事たちも、さながら「八鹿高校糾弾共闘会議」員のごとく立ち働いていた。

校内で行われた糾弾闘争は、1 人の教職員に 4,5 名の青年行動隊員や解放同盟員が「ハンガーストライキをして話し合いを求めている生徒をなぜほっておくことができるのか」、「八鹿高校の同和教育は差別教育だ」、「自己批判しろ」、「差別者！」などと大声で罵声をあびせ、無言で抗議の意思を示す教職員に対して、暴力をふるい続けた。たまたま、教職員の何人かは「自己批判書」を次々と書いていく。彼らの不当な暴力に耐え続けた教職員には、さらに激しい暴力が加えられた。最終的に、現場に残っていた教職員すべてが「自己批判書」を書くことになった。「八鹿高校糾弾共闘会議」代表丸尾良昭はその場に残っていた教職員と糾弾会参加者を体育館に集め、「自己批判書」は「自らの意思で書いた」ことを明らかにするために、自筆で署名させた。語るに落ちるとはこのことを言うのだろう。戦前の特高警察によるリンチで書かされた「自白書」ですら、「自らの意思で書いた」との署名を書かせたりはしなかった。「自白書」なのだから、あえて署名する必要があるはずもない。「自己」が書いたとわざわざ署名させたところに、「強制」であることを丸尾自身が自覚していたのがはしくも露呈したのだ。

暴力的糾弾によって、多くの教職員たちが負傷している。裁判資料によれば、「頭部外傷Ⅱ型。顔面、前胸部、背部打撲。左第八・九肋骨骨折。左第二・三・四腰椎横突起骨折。頭部打撲。入院加療二ヶ月」「腰椎左第二・

三・四横突起骨折。頭部打撲。入院加療二ヶ月」「左上眼瞼挫創。右足関節打撲。右脛骨内顆骨折。入院加療二ヶ月」「左肩甲骨骨折。左背部、胸部打撲。頭部外傷。入院加療二ヶ月」の4名を含む計28名もが入院治療を受けている⁷²⁾。これほどの重傷者を出した暴力の事実を、ちょっとした偶発的なトラブルとして片付けるわけにはいかない。教職員たちが無抵抗であった事実は、現場に居合わせた町民たちの証言でも明らかであった。

再三再四、八鹿警察署には「糾弾」を止めるようにとの要望や、暴力にさらされている先生方を救助してほしいと、校内で糾弾という名の暴力現場を目撃した八鹿高校生徒からの訴えの届けられていた。負傷させられた教職員が救急車で運ばれていることを知りながら、警察署長は「校内の校長と連絡を取ったが、校内では整然と糾弾が行われている」と、看過し続けた。この間、多くの先生がたが次々に八鹿病院に送られていた。

警察への申し入れに対して一向に埒が明かない状況を打破するために、生徒たちは町内デモを提案する。警察署にデモ許可を申し出ると、警察からは未成年なので大人50人の賛同署名が必要だと返答される。ただちに、署名活動を開始、瞬時に町民から必要署名が集まった。警察の不首尾と解同員らによって妨害され大幅に遅れはしたが、生徒たちはデモを開始した。しかし、デモは時間切れですぐに解散となった。それでもほとんどの生徒たちは近くの八木川河原に集結し、「暴力的糾弾反対」「先生たちを救出しよう」などとシュプレヒコールを繰り返す。その場に現れた丸尾良昭に対しても、生徒の代表が宣伝カーに上り、「暴力をいっさい使わないと言ったではないか」とつめ寄る、思わず、丸尾は暴力を否定することができず、若干の暴力はあったと認める。

この場には約1,000名もの八鹿高校生徒が集まっており、橋の上や周辺には多くの町民が固唾をのんで見守っていた。その日は小雨でもあり、解散せざるを得なかったが、休み明けから学友会の生徒たちを中心に正常な学校を取り戻すために学校長・教頭と交渉した。糾弾現場に使われて壊された体育館の床の修理や学校備品の整備、それと八鹿高校糾弾事件で多く

の教師たちが暴力によって入院加療している事実を認めさせた。

以上の事実について、今もって糾弾した側は正式に認めていない。しかし、これらが事実であることは、「八鹿事件」とそれに関係する一連の事件である「橋本教諭私宅包囲事件」「播但線の駅頭でのビラ配布者への襲撃事件」等に対する裁判所（刑事・民事も含め）への告発内容とその公判記録と判決に明らかにされている。「解同南但支連協」の解放同盟支部員や青年行動隊員が教師たちに対してリンチまがいの暴力的糾弾を行われたことから目を背けるわけにはいかない。

第 5 節 八鹿高校事件裁判闘争

1974年12月2日、事件から10日目に、兵庫県警と八鹿署「八鹿高校事件捜査本部」は、朝来町竹田の朝来観光センターで県教委・但馬教育事務所長上田平雄らと食事の丸尾良昭、石田常夫を、続いて他の2人を逮捕した。加害者のうち計4人をこの日逮捕した。逮捕を受けて解放同盟兵庫県連委員長小西弥一郎は「問題の背後には、共産党による差別キャンペーンがあり、衝突による負傷事故は彼らが仕組んだものである」と12月3日付の朝日新聞に語った。その後も、小西委員長は、数社の新聞にも、同じ趣旨を語っている。その後、12月12日に7名が逮捕され、逮捕者は計11名に達した。

以後、八鹿高校事件の刑事裁判については神戸地方裁判所第三刑事部において審議され、事件発生後9年目の1983年12月14日に判決が下された。被告側弁護士による「暴力はなかった」、「事件そのものがでっち上げである」、「差別に対する糾弾権の行使だった」等の主張はすべて取り入れられることなく、「四十七人の教職員を路上から校内体育館に暴力で連れ込んだ行為は『逮捕罪』、校内に長時間押し込め自由を拘束した行為は『監禁罪』、その間片山ら四十一人の教師に残忍なリンチをくわえて二十九名に『自己批判書』を書かせたことは『強要罪』、この一連の暴行によって四十三名に加療二ヵ月ないし一週間の負傷を負わせたことについては『傷害罪』とし

て、それぞれ事実認定し」⁷³⁾、原告側の勝利判決を下した。

1987年9月28日、神戸地裁第二民事部は住民訴訟3件（「解同南但支連協」・青年行動隊への違法な補助金支出等）で、「養父郡八鹿町、養父町、朝来郡朝来町の当時の町長への賠償を命ずる」判決を言い渡した⁷⁴⁾。

1988年3月29日には、第二審大阪高裁にて、被告「解同」側と検察側の控訴が棄却され、一審の全事件、全被告有罪の結論が維持された⁷⁵⁾。

1990年3月22日には、神戸地裁豊岡支部から、元津事件の民事裁判控訴審判決、そして同月28日には、八鹿高校事件民事裁判一審判決が出され、被告丸尾、山本両名に約3,000万円の賠償金の支払いを命じた⁷⁶⁾。

1990年11月28日に、最高裁第一小法廷は被告「解同」側の上告を棄却した。これによって全事件・全被告人の有罪が確定した。

県教育委員会の責任については、刑事事件の結審以前の1982年3月31日に、八鹿高校事件国家賠償等請求訴訟に於いて、被告兵庫県との間で八鹿高校教職員側の全面勝利とも言える和解が、以下の内容でなされた⁷⁷⁾。

第一に、被告兵庫県は、「解同」が原告らに対して行った監禁、強要、暴行、傷害のすべてについて、県の責任を認めて国家賠償法に基づく賠償金及びそれに準ずる見舞金を支払うことになった。／これは、単に暴力があった或いは原告らがケガをしたからというだけでなく、「解同」の行ったいわゆる「糾弾行為」なるものの全部について、その違法性を県が確認したうえで責任をとったものである。(略)

第二に、兵庫県（県教委）は、(中略)原告片山正敏、同橋謙両名に対して行った処分を取り消し、原状に復帰させる (略)

第三に、和解を通じて、兵庫県当局の当時の同和行政、同和教育についての方針の誤りと、その後その誤りをただしたことが重ねて明らかにされた。

第四に、被告兵庫県が警察の責任を回避したことについては遺憾であるが、県が警察の責任を回避しつつも全体として和解に応じたことは、その責任が裁判所の判決で明らかにされることを恐れた態度である。(後略)『八

鹿高校事件の真実』（八鹿の真実を守る会編 部落問題研究所 1978年3月）には、「公務員職権濫用 釜谷吉四郎（当時の八鹿警察署長）」に対する「付審判請求棄却の決定文（神戸地裁刑事五部）」が掲載されている。

こうして、県との和解は成立したものの、「解同」側は、自ら惹き起こした重大犯罪についていささかの反省もみられず、裁判所による和解勧告に応じなかった。

しかし、1996年2月8日、最高裁第一法廷は、丸尾らの上告を棄却し、総額3,000万円の慰謝料の支払いを命じた。「解同」側の主張は「独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない」と断定した。

以上で、22年に及ぶ八鹿事件をめぐる裁判は刑事・民事ともに原告側の勝利で終える。

しかしながら、被告「解同南但支連協」・青年行動隊を指揮した丸尾良昭らは一切事件に対する責任を否定し、反省もなく裁判闘争に臨んだ。丸尾良昭は事件8年後に兵庫県が行った「部落実態調査」に参加した調査員からの問い——「事件後青年行動隊員や『解放研』生徒たちは、どうしているのですか」に、いまだ裁判中であるにもかかわらず、「しらんわ」と答えたそうだ。青年行動隊員や「解放研」生徒たちは、丸尾らにとって、たんなる「先兵」にすぎなかったのだろうか。

丸尾良昭は、裁判終了後、朝来市沢の地元村社横に「八鹿闘争勝利記念碑」を建てている。

第IV章 八鹿高校事件の問題点

以上述べてきたように、「矢田教育差別糾弾事件」と『『橋のない川』上映阻止運動』において解放同盟組織が持っていた問題点が、八鹿高校事件の暴力へとつながっていったことがわかる。改めて、その問題点を整理してみよう。

第1節 糾弾の論理は正当か

事件後の1974年12月19日に、県教育委員会教育長白井康夫名で部落解放同盟兵庫県連合会小西弥一郎委員長宛に、以下のような文書回答をしている。

「この度、県立八鹿高等学校において、同和教育推進上重大な事態が発生しましたことは、誠に遺憾にたえません。／とくに、解放研究生徒の闘いを拒否しつづけた教師群の行為にみられる差別性や、校内における差別的言辞の事実など、同校の教育が差別教育であったところに、この事態の原因があると考えます（以下略）」⁷⁸⁾。

事件からほぼ1ヶ月後に県教育委員会は「八鹿高校糾弾共闘会議」の行動を全面的に正当化し、原因が八鹿高校の「差別教育」にあるとした。県教育委員会から八鹿高校内に置かれた現地闘争本部に派遣されていた指導主事の報告を完全に鵜呑みにして作成された文章である。現場にいた指導主事たち（彼らは後全て校長に昇進している）が「暴力的糾弾」に立ち会っていながら、「黒を白と言いくるめる」報告であったことは裁判の中で明らかにされている。部落問題研究会の生徒が当日朝「エッタ帰れ、ヨツ帰れ」との差別的言辞を発したとの証言については、検察側もこの発言を重視し詳細を調べたが「それを聞いた人は一人もいなかった」のが事実である。生徒学友会も自らの名誉のために生徒たちに聞きただしたがそのような事実は全くなかった。後の刑事訴訟公判において解放同盟員側による「デッチ上げ」であると明らかにされている⁷⁹⁾。「差別語であるエッタやヨツを投げかけられた」と言えば、人々は「それはひどい、あんまりだ」と同調してくれるとの思惑だったのだろう。県教委の白井教育長も自分で確認したわけではなく、解放同盟のいいなりになった部下の「差別語が発せられた」との報告を鵜呑みにした回答であった。さらに、この時点では県立八鹿病院に糾弾を受けて負傷した教職員が多数入院していたにもかかわらず、文面には一言も触れられていない。

そもそも、白井教育長のこの回答には、八鹿高校教師たちが暴力的糾弾

を受けなければならない「差別的教育」であったと断定する根拠が全く示されていない。他校の「解放研」生徒や解放同盟員の参加をも要求する「三項目要求」を主張した「解放研」生徒の闘いの在り方はどのような教育の論理で正当化し得るのか。前年から南但地域の町役場や小・中学・高校への「点検・確認・糾弾」闘争がどのようなあり様で行われたかを知っている八鹿高校教職員が、その「話し合い」要求を「教育的ではなく、責任が持てない」と拒否したことによつてどのような落ち度があるのか。さらに、八鹿高校で行われてきた同和教育実践のどこが「差別教育」にあたるのか。これらを判断しようとする意思さえ欠いたまま、ただ解放同盟への「謝罪」が先にたつ「回答」である。

事件後ただちに発行された兵庫県立八鹿高等学校三年四ホーム文集『訴え——一人でも多くの人に』には、「校内に居て、一方的に教職員が暴力を受けている実態」を目の当たりにした事実を生徒たちが書いている。生徒たちの言葉の前では、県教委教育長のこの「回答」はただ空々しい。

もちろん、八鹿高校が県教委の学校運営政策によって普通科課程と実業科課程が同居する歪なあり方や、中学3年生時の内申書を重視した「高校入試に於ける兵庫方式」から来る矛盾が根深く表れていたことも事実であろう。しかし、それは八鹿高校教職員の責任ではなく、主要には県教委行政の責任である。事件の数年後、実業課程は新しい高校として独立して設置されている。その矛盾を以て一方的に「差別教育」と断定することはできない。「八鹿高校糾弾共闘会議」による八鹿高校への糾弾の根拠は「差別教育」にあるとされているが、「差別教育」だと断定する合理的理由はまったく示されていない。理由として青年行動隊員が「暴力的糾弾のさなか、今河原でわれわれの行動を批判するために集まっている400名もの八鹿高校生の存在そのものが、八鹿高校の差別教育を証明しているのだ」と答えたと、糾弾を受けた当事者の教員は語っているが、自分たちを「批判」すること自体が「差別」なのだと語っているに等しい。

要するに。彼らの主張は、「解同南但支連協」が求める解放同盟の指導の

下での「解放教育」実践とは異なる実践は、「差別教育」なのだということだ。そして彼らにとって八鹿高校を糾弾し、「屈服」させることは、南但地方全域での「点検・確認・糾弾」闘争の総仕上げとして位置づけられていた。

第2節 糾弾を正当化する言説

一方、事件直後、この「八鹿高校糾弾事件」の真実を否定しようとする言説がいち早く現れる。部落解放同盟中央本部（1974年12月9日）、日本教職員組合（1974年12月18日）、全国同和教育研究協議会（1974年12月6日）の3つの声明文である⁸⁰⁾。

また社会党は、「社会新報」12月8日付で「八鹿高校（兵庫）差別教育問題の真相」として「誇大な“入院劇”を演出したというのが大筋の経過である」と書いている。この記事内容は「八鹿高校差別教育真相究明社会党国会議員調査団（団長・湯山勇代議士）によるもので、調査団は入院者や医師にも会わず被害者や一般町民にろくに聞き取りすることもなく、記者会見の場で、「先月二十二日のトラブルを意図的かつ悪質に誇大化し、解放同盟を『暴力集団』として印象づけるための計画的謀略」と断定した。さらに、12月15日付記事では「差別教育隠す“暴力”宣伝」、「一部教師が独善支配」、「『同和』教育を政治に利用」⁸¹⁾と報道している。共産党との溝を深めていた社会党は、現地での事件に至るまでの経緯、状況について、部落解放同盟からの情報だけに依拠し、事実を見ることができなかった。彼らは共産党及びそのシンパの者たちの「部落解放同盟＝暴力集団」との主張への「反撃」だったのだろうが、自ら真実から遠ざかってしまう結果となった。これらの記事がその後の裁判闘争を通じて誤解や誤報であった事実が明らかとなった時点でも『社会新報』は訂正していない。

最も早い言説は11月28日に発表された、「八鹿高校糾弾共闘会議」に名を連ねていた但馬地方10町長連名の文書「兵庫県立八鹿高等学校差別教育糾弾闘争について」である。この文章において町長たちは、ハンストまで

して教師との話し合いを要求していた「解放研」生徒の願いを踏みにじって帰ってしまった八鹿高校教職員に非があるとしている。町長たち自らがこの間、「点検・確認・糾弾」を受けて「屈服」した事実は書かれず、八鹿高校に於ける「差別教育」（何をもって差別教育とするとの説明はなされていない）こそが、今回の事件の原因だとするものだった。「屈服」以後、町長たちが「解同南但支連協」に阿る行動をとり続けてきたことを正当化するためには、もはや支連協に従うしかなかったのだろう。しかし、この文章には図らずも「教師団は、その場に座り込んでしまった」、「教師団は黙否したまま座り込んだり、寝そべって動かない」⁸²⁾と八鹿高校の教師たちが、無抵抗で路上に座り込んでいた様子が書かれている。

いずれも、事件発生から約 1 カ月後の発表であり、事件の全体像がいまだ不明な部分があるとしても、若干のニュアンスの相違はあるが、八鹿高校事件に至るまでの「解同南但支連協」・青年行動隊による南但馬地方の役場や小・中・高校に対して行われた激しい暴力をとまなう「点検・確認・糾弾」闘争への言及が一切なされていない。県立八鹿病院に入院している教職員の状況についても日本教職員組合の「声明」以外、まったく触れられていない。

解放同盟の見解の表題も「兵庫県立八鹿高等学校における混乱の元凶は日共差別者集団宮本一派だ!! — 数カ月におよぶ計画的挑発と教育放棄の実態をバクロする —」とあり、すべての責任は日本共産党に指示された教師とシンパの先生によって計画・挑発されたものとされた。7月の八鹿高校教職員会議での決議には全くふれず、6月30日の数時間に及ぶモデル確認会で校長が詰めよられた結果、校長の一存で設立された「解放研」を正式なものとし、それに反対する八鹿高校学友会・教職員たちは日本共産党員である教師によって引き回されていたに過ぎないとする。

話し合いの席上に、他校の「解放研」生徒や「解放研」顧問が乱入し、会議の進行を不可能にしたことや「解放研」生徒の話し合いを求める中で「三項目要求」内容についても一切触れていない。話し合いを拒否した

として八鹿高校教師の対応は教師にあるまじき姿勢だと一方的に批判している。事実を隠蔽し、「解同南但支連協」・青年行動隊の「点検・確認・糾弾」闘争についても一切批判・疑問を述べない。これらの言説は、「被差別正義」の立場を認めることによって、結局、彼らの暴力的な糾弾行動に対する黙認・容認とならざるを得ない。

第3節 「解放研」設置要求に正当性はあったか

「八鹿高校事件」の発端となった「解放研」設置要求は果たして妥当なものだったのだろうか。単に規範や手続きの問題だけではなく、その要求を生み出す心情や背景も考慮に入れる必要があるのはもちろんである。以下、「解放研」設置要求の正当性について考えていく。

「八鹿高校差別教育糾弾闘争と部落解放教育の階級的地平——差別の中の教育・教育の中の差別——」（玉田勝郎 1975年3月）⁸³⁾には、長年部落差別の中で眠り込まされてきた被差別部落の高校生が部落差別の不当性にめざめ「解放研」の設立を求めて立ち上がった、その姿に、何ら敬意を払うことなく、「校則に基づいて冷たく設置を拒否した（引用者＝実際には数回にわたって話し合いがもたれていた）」教職員の姿こそ、教育の放棄であり、教職員失格だという。八鹿高校における同和教育実践が部落差別の現実 に即していないばかりではなく、被差別部落出身生徒の「思い」に寄り添っていないものであったとし、八鹿高校の同和教育が差別教育である証左だと断定する。あるいは、「生活と教育の結合」をめざした教育実践は多くの地域において部落解放運動によっても支えられていたと、小川太郎の著書を引用して、「部落解放運動と教育の結合」の有効性を述べている⁸⁴⁾。

しかしながら、小川の念頭にある「教育と結合した解放運動」とは、解放同盟が、和歌山県、高知県等々で闘われた勤務評定反対闘争（1958、9年）で教職員と連帯し、強力な支援活動を展開した運動、あるいはまた三井三池炭鉱の闘い（1960年）において会社だけでなく第二組合の妨害とも闘った運動、すなわち民主勢力の一員として確固たる地位を確立していた

部落解放同盟の運動である。「解同南但支連協」・青年行動隊による糾弾闘争が、民衆とともに共闘したこれらの運動と果たして同質の運動と言えるだろうか。玉田は何をもって同質と言うのか。その検証なしに、単に「地域」や「教育」と「結合」したことをもって同質とするなら、小川太郎の功績を貶めるものと言わざるを得ない。

また、西光万吉の著書から「糾弾闘争の正当性」について引用している⁸⁵⁾。しかし、次に挙げる一例はどうだろう。先に指摘したように「山東町のばあい、青年行動隊が教育長を脅かし、教育長は夜の九時だというのに各教師をよびだして、朝まで“確認会”に参加させた。兵教組朝来支部は、教育長に嚴重に抗議した。教育長は『すべてわたしの責任である。あのような異様な雰囲気ではやむをえなかった』と陳謝した」⁸⁶⁾とある。玉田は、この“確認会”を、「部落差別の不当性に目覚めた部落民の怒り」であり、「目覚めた部落民による主観的な怒り」に基づいた糾弾闘争であるならば、どのような行為も正当化されると言うのだろうか。

八鹿高校の同和教育への批判は、要するに部落差別を受けながらこれまで声を挙げることもできず、長年逡巡してきた被差別部落住民が「部落差別の不当性に目覚め」解放運動に立ちあがることの大きな意義を理解していないことにあり、その無理解が「八鹿高校糾弾共闘会議」による八鹿高校教職員に対する糾弾闘争に表れたのだとする。暴力的糾弾の表面的現象のみを捉えて批判・論評することは理解が浅いと論じる。しかし、多数の負傷者を出した事実は、「暴力糾弾の表面的現象」に過ぎないとは到底言えない。むしろ、そうした暴力が発出したこと自体、八鹿高校糾弾闘争の大きな過ちであった事実から目を背けることになるだろう。部落差別によって「自ら命を落とした」部落民への「暴力」に比べれば、「差別者に対する怒り」の「暴力」も一概には否定できない、との意見も見られる。しかし、暴力によって尊厳を踏みにじるそのこと自体の悪を問わずして、軽重を比較することが果たして正しいのだろうか。

「解同南但支連協」・青年行動隊が結成されてすぐに取り組んだのが、役

場・学校への「点検・確認・糾弾」闘争であった。玉田論文には、あまりにも理不尽形で実行されてきた一連の「点検・確認・糾弾」闘争について一切触れられていない。八鹿高校での「解放研」の設立にかかわる教職員の対応の不十分性を批判し、八鹿高校は「同和教育という名の差別教育を行っていた」と、「解放研」を要求した部落出身生徒の正当性のみに依拠して論を進めている。

生徒たちが要求した「解放研」は「解同南但支連協」・青年行動隊の指導の下にあって下部組織と見做されていい存在であり、顧問教師が責任を持つ「学内クラブ活動」とはけっして言えないものであった。玉田は意図的か、迂闊にか、「三項目要求」の第二項目について「(2)『解放研』と先生との話し合いを持つこと」と記しているだけだが、実際はそのあとに「連合『解放研』とその役員をふくむこと」⁸⁷⁾が続いている。この一文を玉田は削除している。「解放研」が解放同盟の学校単位組織を意図したものであることは明らかであり、八鹿高校教師たちが、それまでの「解同南但支連協」・青年行動隊の糾弾行動から、直ちに設置許可を出さなかったのも当然であろう。

かつて、全国水平社は、創立大会決議の最初に、「吾々ニ対シ穢多及ビ特殊部落民等ノ言行ニヨッテ侮辱ノ意志ヲ表示シタルトキハ徹底的糾弾ヲ為ス（旧漢字は新漢字に直す）」と掲げた。「徹底的糾弾」によって、お互いに理解しあいつともに部落差別社会を改革することがめざされていた。創立から数年間全国で、毎年約1,000件にも達する「差別言辞」が発せられており、糾弾闘争が各地で取り組まれていた。「糾弾闘争」によって、発言者個人が追及され「新聞への謝罪広告」等も要求されていた。次第に「水平社はこわい、かかわりたくない」と委縮した人々の声が上がってきた。それを受け全国水平社は、大会で「差別を起こすものに非がある」と自らの問題に対して向き合うことなく、単に功利的な要求にも陥る糾弾戦術を行い続けるなら、人々とともに差別社会を改革することもできなくなると、安易に功利的要求を掲げ、解決を図る「徹底的糾弾戦術」を控えるとした

のである。

この水平社運動における歴史的教訓を、「解同南但支連協」・青年行動隊が知らなかったのはその未熟さだったとしても、なぜ、解放教育の研究者でもある玉田がこの水平社運動が達した教訓を踏まえることがないのか。結局「解同南但支連協」・青年行動隊の糾弾行動は但馬地方の人びとに「部落はこわい」との意識をひろげることになってしまったのではないか。事実、私は2000年代初頭に、養父町の職員より「八鹿高校事件以降、町の審議会等は解放同盟と距離を置いている」と聞いた。

「八鹿高校事件」に於けるもう一方の当事者でもあった兵庫県教委と「八鹿高校糾弾共闘会議」に名を連ね行動した10町役場・自治労・育友会等々は、「解放研」設置要求の正当性をどう考えていたのか。事件当時の彼らの言説は、糾弾側の主張をそのまま繰り返すものであり、自らの判断や問題点などに言及したものはない。そして今もまだ自ら果たした役割についての総括と「解同南但支連協」・青年行動隊への「追従と協力」した彼らの行為に対しての「説明責任」が果たされているとは言えない。

第4節 地域住民における部落問題認識の後退

次に、「八鹿高校差別教育糾弾闘争」が、その後南但地方の住民の部落問題に対する認識にどのような影響を残したのかについて考えたい。

南但地方に於ける部落解放運動は「特措法」が制定された1969年7月まではほとんど行われていなかった。本格的に同和対策事業が開始されたのは先に記したように1973年7月以降であった。11月から開始された「南但支連協」・青年行動隊による役場・小・中・高等学校をターゲットにした「点検・確認・糾弾」闘争は、翌年11月の「八鹿高校差別教育糾弾闘争」で収束するまでの1年間、南但馬地域を席卷した。地域住民の多くは関わりと「怖い」とただ静観するしかなかった。

もともと保守的な地方とされていた南但馬地方に於ける被差別部落への差別は根強いものがあつた。それ故、「南但支連協」・青年行動隊による「差

別糾弾闘争」に対しても「自らの部落差別」への負い目あるいは同情からか、当初、住民たちは控えめに見守っていた。しかし、10月の橋本哲朗宅への1週間に及ぶ監禁糾弾前後から解放同盟への批判や疑問を公にすることも憚れる状況が生みだされた。しかも、警察はこの間一切規制しない状況を住民たちは見ている。地区内いたるところに反解放同盟派を非難する立て看板が設置され、彼らの宣伝カーが走り回っており、役場の職員が自宅まで「『日高有志連』の全戸配布ビラ」を回収に来ていた。

11月の八鹿高校教職員への暴力的糾弾によって、多くの先生方が県立八鹿病院に入院するに至り、さらに八鹿高校校友会約1000名の生徒たちが「八鹿高校糾弾闘争」を止めようとする行動に勇気づけられた地域住民の、「八鹿高校糾弾共闘会議」への批判の声が立ち上がった。

しかし結局、残念ながら南但馬地方に於ける部落差別問題の解決は大幅に後退したと言えよう。20年後に私の職場で知り合った八鹿出身の大学生は、「八鹿高校事件」の後、八鹿では部落問題について人前で話し合うことは躊躇されるようになっていと語った。

「八鹿高校糾弾共闘会議」に結集し、八鹿高校糾弾側に係った約200団体（10町役場、自治労、社会党関係者、教職員組合、八鹿高校校友会等々）は八鹿高校事件の裁判闘争によって、一連の事実が明らかになるにつれ、自らの過去の行動の事実を封印せざるを得なくなった。さらに、「八鹿高校糾弾共闘会議」は兵庫県知事、兵庫県教委、八鹿警察署等から「支援」を受けていた。自分たちはただ従っただけだ、という思いが、自らの責任意識から逃れられている理由かもしれない。部落問題について発言することは、自らの過去と向き合うことが必要となる。結果、部落問題そのものに対して沈黙することを選んだのではないか。

第V章 八鹿高校事件はなぜ起きたのか

ここまで八鹿高校事件の概要を追ってきた。重要なのは、「暴力的糾弾」

があったか、なかったかの事実認定をめぐる議論ではない。それはすでに裁判で結論が出ている。本稿で問いたいのは、このような「暴力的糾弾」がなぜ起きたのか、その原因の究明である。これまで、共産党と社会党との対立構造や、解放運動の路線対立等に起因するとの議論がなされ、しかも双方の主張は今日まで平行線をたどったままだ。本稿はそうした議論を踏まえた上でさらに「暴力糾弾」に至った部落民自身の内的「力学」を考えてみたい。

もちろん、彼らによる「暴力的糾弾」は許されないものである。しかし、なぜ、「暴力的糾弾」において「暴力」という過ちを犯したのか、何に躰いたのか、それらを問うことなしに、部落解放運動を進めることはできない。たとえ過ちであれ、いや過ちであったからこそ、私たちが学ぶべきことがあるはずだ。それは部落問題だけに止まらない問題を明らかにする契機にもなろうかと考えるからだ。

私は次の5点の原因があったと考えている。

第1節 権力への追従

ジーン・シャープは時の権力者（支配者）に阿る人々の、自らの意志による迎合とその関係について述べている⁸⁸⁾。

丸尾良昭（「解同南但支連協」代表）は1973年10月28日「解同南但支連協」・青年行動隊を自ら組織しリーダーとなった。それ以後、南但地方の各役場・教育現場に対する同和行政・解放教育の「点検・確認・糾弾」闘争に取り組む。翌74年11月の「八鹿高校差別教育糾弾闘争」までの1年間に、南但馬一円の10町役場、小・中・高校に対して「点検・確認・糾弾」闘争を繰り広げ、反対者を暴力的糾弾によって抑えつけ、ほとんどの組織に自らの解放理論を受け入れさせることに成功した。南但地域に於いて自らの主張や行動への反対や異論を徹底的に抑え込み「権力（権威）の頂点」に上り詰めた。こうした彼の「権威」は彼の強さからくるのではない。むしろ彼に対する人々の自発的な追従からくるものである。

シャープは、権力者と人々との関係を次のように述べている。

「権威をまとうからこそ、いかなる政権も存続が可能で、活動できる。支配者なら誰も人々に権威を承認させようとする。権威とは人々を支配し、統率し、従わせる威力である。支配者が人々に追従を習慣づけようとするなら、そのための鍵は人々の心に働きかけることにある。強制ではなく忠誠心にもとづいて支配者に追従するところまできたら、やがて人々はその支配者に習慣的に追従するようになるだろう。つまり、どうみても人は自らの意思で支配者の権威を認めるものなのだ（傍点は著者）」⁸⁹⁾。

また、シャープは「支配者にはあらかじめ権力が備わっているわけではない。権力は支配者の内側からではなく外側から発生するはずだ。支配者の権力は定まったものではない。社会が支配者に権力をどの程度認めるかで、支配者がどの程度権力を握ることができるかが決まる」⁹⁰⁾とも記述している。南但馬地方で「支配者として頂点まで上り詰めた」丸尾良昭の権力は一時的であったとしても、10の町長、県・県教委、労働組合等々によって認められていた。

シャープの「支配者の権力の源泉の底流をなすのは、人々の追従と協力である」との指摘どおり、「八鹿高校糾弾事件」の背景には「解同南但支連協」・青年行動隊への県・県教委それに南但地区住民（約200組織にも達したと言われる教職員組合・自治労組合・10町役場・八鹿高校校友会・労働組合等々）による「追従と協力」があった。それは、警察組織においても同様であった。激励に訪れた坂井知事、また事件当日八鹿町役場に詰めていた副知事ともに警察官僚出身者であった。幾度もの救出要請にもかかわらず警察が動こうとしなかったのは、警察内部の権力への追従が働いていたと言わざるを得ない。同時に「解同南但支連協」・青年行動隊を利用し、部落問題をめぐる社共が互いに潰し合うねらいもあっただろう。

シャープは、権力の源泉が民衆にあるからこそ、非暴力で闘うことが最も有効であると確信し、市民の積極的非暴力抵抗運動の方法を具体的に論じている。残念ながら南但馬の人びとは「解同南但支連協」・青年行動隊の

横暴な「支配」に対し、恐れや不快感を持つてはいても、反対や抵抗をせず、傍観者であるか、追従者となってしまった。

さらに言えば、「解同南但支連協」・青年行動隊自身が差別という暴力に対し、暴力で抵抗してしまったと言えるだろう。「八鹿高校差別教育糾弾闘争」に於いて「解同南但支連協」・青年行動隊は凄まじい暴力的糾弾を行うことによって自壊したのだ。警察権力によって丸尾良昭をはじめ 11 名が逮捕されてもお、「八鹿高校糾弾共闘会議」に結集していた組織の多くは自らの追従だったことを認めることなく、八鹿高校における「差別教育」自体が原因だとの認識を崩していない。

第 2 節 内ゲバの論理

朝日新聞「折々のことば」の 2023 年 2 月 8 日に「不条理のもとでは、『合理的』にいられる方が難しい」^[91]との金菱清の言葉が紹介されていた。当時の南但馬地方を「不合理」の厚い雲が覆っていた。八鹿高校事件において、糾弾の暴力がエスカレートしていった過程において「合理的」判断がもはや不可能になっていた状況を思い起こさせる。

高橋和己は「内ゲバの論理はこえられるか」^[92]に、内ゲバを起こさないための一つの体験として次のような文を綴っている。少し長いが引用してみよう。「学生時代——ちょうど先にしるした共産党の分裂のあおりで東大や立命館大学でリンチが行われていた時代」、「査問する場に、一人の友人が駆けつけてきて、ともかくちょっと顔を出してくれと依頼されたことがある」、「私は求められるままに、寮の一室で行われていた査問の場に臨席した。期待された役割を果たしえたかどうかには、自信はないが、ともかく、私に加わること自体に意味があって、その場はぎりぎり人間的なものから逸脱することなく、収拾されたものだった」、「事が暴力沙汰に転ずる直前、大衆の参加を発案した人は偉かったと思うし、それを受け入れた、単位団体の構成員は、人間的に弱かったのではなく、むしろ強かったのだと思うからだ」^[93]。もちろん高橋も自分自身のわずかな体験から、すべてのリン

チ・査問に対して有効だとは言っていないが、一つ的手段として考えられるのではないかと提案である。残念ながら「八鹿高校事件」の現場には、高橋が行った役割を果たす者がいなかった。部落解放同盟中央本部は2000年代に入って、糾弾の場に高橋が言うところの「立会人」を認めるようになっていく。

八鹿高校事件においてリンチさながらの現場において、解放同盟員の中からも「もうそれ以上の暴力はやめろ」との声が上がったと聞く。しかし、声を上げた当人は青年行動隊から厳しく反撃され、黙らざるを得なかった、と言う。あまりにも凄惨な事態になる以前に、糾弾を止めることは可能だったのか、「八鹿高校糾弾共闘会議」と「八鹿高校」との間に、「立会人」を務める役場・労働組合・育友会・県教委等々の組織がなかったともいえるが、「八鹿高校糾弾共闘会議」自身が「立会人」の必要など端から認めなかった。そもそも立会人が必要との認識はまったくなかったであろう。「八鹿高校糾弾共闘会議」を率いる「解同南但支連協」には、これまでの南但地域で行ってきた「点検・確認・糾弾」闘争のように、「差別者八鹿高校教職員」を、暴力を使ってでも「屈服」させることが目的だったからである。

酒井隆史は論考「『寄稿』『追想にあらす』によせて」⁹⁴⁾に次のように書いている。

「『多様性』を『仲良くすること』と等しく考えてしまうならば、仲良くできないものは、『多様性』を重視しない悪いヤツで、誹謗しても良いしいじめても良いということになる。このように、調和を重視することが排除の暴力につながる傾向は、日本社会にはとくに強く内在する特性といえるかもしれない。つまり、タテ型社会、意見の不一致を許さない、異質性を生産性に変えることができず障害とみなしてしまう。精神主義、規律への嗜好性、『個』の脆弱さ、他者を細部にわたって統制しようとする傾向、などという特性である。そしてこれらは、すべて内ゲバの日本的な特性にもとづく原因としてあげられてきたものでもある」⁹⁵⁾。酒井は内ゲバの原因を日本社会の特性に見ている。この指摘は「八鹿高校糾弾共闘会議」による

「八鹿高校」への糾弾闘争においてそっくり当てはまる。特に、タテ型社会、意見の不一致を許さない、異質性を障害とみなす、「個」の脆弱さ、他者を細部にわたって統制しようとする傾向などという特性、その上に、部落差別を長年受け続けることによって被差別部落共同体が背負い込まざるを得なかった〈被差別部落民の内的弱さ〉が覆いかぶさっていたのではないか。

第Ⅱ章、第 1 節で指摘した、「特措法」施行以前に被差別部落に見られた「部落民って何かというたら、ヤケ言う、腹立ったら激昂して人の意見も聞かんと、感情の赴くままに行動する。粗野である」などの資質は、当時の南但地方の被差別部落にも根深く残存していた。さらに、「解同南但支連協」・青年行動隊が結成され、「点検・確認・糾弾」闘争が開始された 1973 年 11 月以降、役場、小・中・高校、県職員への「糾弾」ですべて彼らの要求を受け入れさせてきた。翌年 9 月、10 月の「元津事件」「橋本私宅包囲監禁」闘争においても、ほぼ彼らの糾弾闘争は「勝利」していた。その場にいた警察機動隊もほとんど規制することはなかった。

そのような状況の中にあって唯一、容易に「屈服」しなかった八鹿高校教職員への彼らの憎悪は高まっていく。この憎悪に、酒井の指摘する内ゲバへと向かう種々の力学が働いたとき、全治 2 カ月の重傷者 4 名を含む約 50 名もの負傷者を生み出す激しい暴力的糾弾が起こったと言えるだろう。

第 3 節 「朝田理論」へのよりかかり

東上高志は「八鹿高校事件と部落解放の行方」⁹⁶⁾において、被差別部落が置かれていた状況を踏まえて、次のように書いている。

「一年前には、ひとにぎりの青年たちの集団が、一年後にこれほどの暴力と威力とを持ち得た例は、ほとんどないのではなからうか」、「朝来町沢部落にみるように、部落の生活がどん底に落とし入れられたまま、行政の手がほとんど入っていないという、行政の怠慢はまずせめられなければならない。いままでねむりこまされていた部落住民の怒りと要求が、水平社運

動の初期のように、燃えあがったことも事実である」、「部落に学べ。部落に学ぶとは立ちあがった青年行動隊に学ぶことだ。学ぶことは、最高の学習の場である“確認会”に出て、差別性の点検をうけ、ともにたたかう仲間として行動するときをはじめて自分のものになる」⁹⁷⁾。東上は青年行動隊の「点検・確認・糾弾」闘争のあり方を否定しながらも部落民としての覚醒と学習の過程として捉えている。確かに行政闘争によって、これまで放置されてきた生活が良くなっていき、高校への奨学金も獲得できた。その成果の実感が、被差別部落住民の丸尾らの闘争を受け入れていくことにつながった。しかし残念ながら、このような部落住民の高揚した意識を、但馬地方の人びとと手をつなぐ方向ではなく、屈服させてしまう方向に導いたのが丸尾と「朝田理論」であった。しかも彼は、東上が言う「学習」の場である闘争の現場に、青年だけでなく、より未熟な中学・高校生を「解放研」に組織し先兵の役割を果たさせていった。

結成されてわずか1年あまりで、南但地方には「解同南但支連協」・青年行動隊による「そのけ、そのけ同和が通る」状況が生みだされていた。町役場、学校、労働組合等と「解同南但支連協」・青年行動隊・「解放研」生徒、双方がともに支えあう共依存とも言える状況が生みだされていた。

そこには第1節で述べたシャープの「追従と協力」があったと同時に、「朝田理論」によりかかり、批判的に学習する営みがなされなかったことが大きい。糾弾闘争への批判が「朝田理論」に依っているとの声が大きければ大きいほど、むしろその理論の絶対的正しさに固執し、より大きくよりかかることになっていった。

「八鹿高校事件」に至る闘争以前に、南但地方の被差別部落が置かれていた厳しい生活実態、低くおかれた教育実態を考えるなら、部落大衆が自ら主体的に読書や学習の場を通して、部落問題を学び考える機会は少なかった。相手をただ「差別者・敵」と単純化した位置付けで糾弾闘争は行われた。「糾弾」の場が「加害者」と「被害者」と固定された中では、「被害者側」からの追及を「加害者側」は受け入れるしかない一方向の関係が生ま

れた。青年行動隊員はあくまでも「加害者」を追求する正義の使者であり、差別糾弾闘争では彼らの「罵詈雑言や暴力」は正当なものとなる。

「朝田理論」の持つ危うさを意識することなく、むしろ被糾弾者を屈服させることができる重宝な「差別糾弾の武器」として使用していた。そして、この武器が重宝であったゆえに、無批判的、暴力的「糾弾」の正当な根拠とされ、一旦それが効果を上げると、1つの勢力として他者を巻き込み、「追従と協力」のさらに大きな態勢がつくられたと言えよう。

第4節 自己の絶対化と拝跪

上丸洋一は「少数者は常に正しい、わけではない」⁹⁸⁾と言う。朝日新聞社に所属していた彼は、「八鹿高校事件」についてなぜ「朝日新聞」は全国版・地方版の社会面にほとんど報道しなかったのかとの疑問を持った。直接の担当部署であった豊岡支局の関係者を尋ねて聞き出して、先の小論を書き上げる。

報道しなかった事実について、その詳しい経過について書くことはできなかったが、部落問題について、新聞の報道する立場・姿勢について質す内容になった。

上丸の文によれば、「ある元部長は、『はっきりゆうたら逃げたんですよ。あまりかかわりたくないという意識がありましたな』」と話し、元支局長は「部落解放のための糾弾を普通の暴力事件のように書けば、解放同盟が暴力集団のように見られてしまう懸念があった。だからできるだけ抑えた」⁹⁹⁾と解放同盟への自らの忖度について語っている。先に記したように、南但地方の解放同盟支部・町役場・労働組合・教職員組合・地域団体・自治会・PTA組織等々、地域の圧倒的多数を占める約200団体が組織されていた「八鹿高校糾弾共闘会議」(代表丸尾沢支部支部長)による八鹿高校への糾弾事件であっただけに、客観的事実を報道すべきであった各新聞社の腰が引け、解放同盟を「忖度」していた状況が浮かび上がる。

朝日新聞「天声人語」(1974年12月4日)で人語子は「差別問題のむず

かしさは、各人の胸底の奥深くにある。しかしそれを追求するために暴力を使うことは、闘う人間の道徳的根底をくずすものである」、「こうした形の追及は、部落解放にマイナスをもたらすばかりではないか」¹⁰⁰⁾と支局員に記事にすることを促していた。

上丸は「言うまでもなく、言論の自由を標榜する新聞は、決して暴力を認めてはならない。どんな意見もあっていい。少数意見は尊重されなければならない。しかし、暴力はいけない。いかなる理由が暴力の背景にあると、暴力を認めてしまえば、新聞がよって立つ『言論には言論で』という基盤自体を否定することになる」、「新聞は自らの主体的な判断で、事実は事実としてしかるべき紙面にきちんと書くべきであった。それが新聞の役割であり、書かないのは暴力の黙認に等しかった」¹⁰¹⁾と新聞の使命に照らした原則的な批判を行っている。

にもかかわらず、「八鹿高校事件」について、朝日新聞を含め一般紙はほとんど書かなかった。なぜそのようになってしまったのかという点こそが、問われねばならない。ある現役のベテラン新聞記者は上丸の問いに答えて、先輩記者から次のように教えられたと語る。「差別は書くのも差別、書かないのも差別。差別の実態をかけば差別を拡大するおそれがある。書かなければ差別は温存される。書くのは差別の解消に役立つときだけだ」¹⁰²⁾。

こうしたジャーナリストのジレンマについて、『部落解放を全ジャーナリストに』（部落解放研究所 1971年10月）「第一部 部落解放と取材の姿勢」¹⁰³⁾は次のように語っている。「差別の現実が至るところにあります。……この現実を目をおおったり、よけて通る、知ろうとしない、表現しようとしなないのは、差別の現実を、結果として肯定し、差別の側に組することになります」¹⁰⁴⁾。「現実とは差別です。だから、それを忠実に、的確にえがけばえがくほど、それは差別の再現です。差別意識が社会意識として定着している以上、偏見にアピールする作用を、本来的にマスコミは所有しているともいえます。書かないこと、沈黙していることは、重大ですが、書くこと、表現することもやはり差別です」、「差別とたたかう立場、解放をめざ

す立場で書くこと、そのためには、解放運動の人間変革に学ぶこと、狭山差別裁判を徹底的に調べ直すこと、最寄りの解放同盟組織をたずねること、解放同盟の機関紙誌、『解放新聞』、月刊『部落解放』、月刊『解放教育』を読むことです」¹⁰⁵⁾。

これまで解放同盟は、差別をめぐる論議で必ず押さえておくべきものとして「被差別者に学ぶ」という公式を主張してきた。「二つのテーゼ」の指摘、少数者である被差別部落民が、ある言動を「差別」と判定し、告発するのは、「足を踏まれたものにしか足の痛みはわからない」からなのだという。しかしそう言われた側は、「足を踏んでいるかもしれない」と無言になってしまう。

この論に依拠した解放同盟側の典型的な文として 2 例挙げてみる。

一つは部落解放同盟中央本部マスコミ対策部の小林健治による。

「七十年の歴史的实践と理論的蓄積を持つ解放同盟に属し、自己の社会的立場を自覚的に認識した被差別部落民のとぎすまされた感性は、他のだれよりもこの（何が差別表現であるかの）問題について透徹した論理と、鋭敏な眼力をもつ提言者であると主張してきたことは疑いない、マスコミにたいし、今日の時点で解放同盟と同じ理論的水準に立てといっているのではない。そのために努力を重ね、日々差別を見抜く眼を養うために研鑽してほしいと願っている」¹⁰⁶⁾と述べる。

もう一つは小森龍邦（部落解放同盟中央本部書記長）による。この小森の文章は 87 年に出版された藤田敬一の『「同和」はこわい考』¹⁰⁷⁾に対するものであった。藤田は長年部落問題に取り組んできたが、部落民と部落外の人びとの双方で「両側から超える」ことの重要性を主張した。その藤田の主張に対し、「少なくとも部落差別の対象者にならない人が、差別の痛みの真髄もわからないのに、『あれもいけない』『これもいけない』と注文がましいことを言うてはいけない」¹⁰⁸⁾と言う。

これらの指摘をそのまま受け入れるなら、解放同盟以外のすべての者は、解放同盟に学べ、と言う自己絶対化に行き着いてしまう。さらに大きな課

題は部落解放運動の中で、自己の絶対化、無謬性に陥ってしまっている事実気づくことなく、闘争を進めていることである。

先に紹介した灘本の「20年後に指摘せざるを得なかった事情・状況」がこの2つの文によく表れている。

彼らによってたつ理論的根拠は、朝田善之助解放同盟中央本部元委員長が提起し、同盟内で承認されていた「二つのテーゼ」と「3つの命題」であり、「部落民の絶対化」、「部落の無謬性」を根底に置いたものだ。この論を前面に掲げての話し合いからは、決して対等な立場での議論は生まれない。差別者側にあるとされた対話者は部落民に対してひたすら「拝跪」せざるを得なくなる。

ある糾弾会で、被糾弾者が釈明に「苟も」¹⁰⁹⁾との発言をおこなった際、糾弾者は彼の語る文脈を無視してあるいは理解できず、「賤しくも」とは何事か、お前は部落民を差別しているのかと詰め寄った。このような糾弾者の「知的レベル」による誤解をどのようにすれば避けることができるのか。本来の意味で「糾弾が双方にとっての学習の場」なら、このような誤解も双方による話し合いで解決することも可能であり、まさに学び合いの契機にもなるだろうが、糾弾会が被糾弾者を「告発・追及し屈服させる」だけの場であるなら、高みにある糾弾者はこの誤解をも自らの面子にかけて認めず、容易には解決しないだろう。あるいは、「被差別正義」の論に立って、「自分たちにわからないような言葉使いをすること自体が差別だ」と反論することも可能だ。

大阪府内においても、70年代に新たにスタートした解放同盟支部が対市交渉で相手の助役などに「あんたは同対審答申を何回読んだ!」「2回読みました」と答えると、すかさず「2回しか読んでないからわたらの要求の正当性が判らんのだ」と詰め寄る場面がよくみられた。本人は一度も満足には読んでいないにもかかわらず、そうした追及がまかり通っていた。

「八鹿高校糾弾共闘会議」（議長丸尾良昭）はわずか1年の間に、南但地方において「部落に学べ。部落に学ぶとは立ちあがった青年行動隊に学ぶ

ことだ。学ぶことは、最高の学習の場である“確認会”に出て、差別性の点検をうけ、ともにたたかう仲間として行動するときをはじめて自分のものになる」との闘争方針を確立した。しかしながら、「立ちあがった青年行動隊」から何を学ぶのか。「青年行動隊」がおこなう「確認会」がどうして部落問題を学ぶ最高の学習の場と言えるのか。「青年行動隊」が迫及する「差別性の点検」とはいったいどのようなものなのかといった、基本的かつ根本的な問いをくぐり抜けた思考の形跡はない。これはスローガンであって、彼らが言う闘争方針にただ従えと言っているだけではないか。

「青年行動隊」は、この方針にそって、但馬地方の10町役場、小・中・高校、労働組合、自治会等々を糾弾してきた。糾弾者への意見・疑問・批判を一切認めず、反対意見を持つものすべてを「差別者」と断定し糾弾した。彼ら自身は自らの闘争が、自己を絶対化し、無謬性の上に成り立っているものとは理解せず、恣意的な部落差別への憤りをただ、被糾弾者側にぶつけるだけになっていた。真っ先に差別者として彼らの前に現れたのが安定した給与所得者であった役場職員や小・中・高校の教職員であった事実は、彼らの部落差別への憤りの捌け口がどこに向けられていたかをよく表している。彼らの生活環境とかけ離れているように見える役場職員や教師たちに対する羨望の裏返しとしても糾弾はなされた。

一方、町民の多くにとって、但馬地方に於ける部落差別が日常的な現実の中にあった当時の状況において、「解同南但支連協」・青年行動隊の糾弾行動も、「ある程度はやむを得ない」ものとして一定の容認がなされたのだろう。

青年隊員たちの内面感情、周囲からの暗黙の同情と容認、このような自らを剔出する営みは極めて難しい。それ故青年行動隊員たちは、八鹿高校事件が「敗北」で終わったにもかかわらず、自分たちが闘った糾弾闘争と真に向き合い、その過ちを認めることができなかった。

第5節 同和行政が持つ隘路

国は部落差別問題の存在を戦後も長く曖昧にし、行政施策も地方自治体に任せきりであったが、ようやく内閣府に設置した「同和对策審議会」答申での指摘を受け、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」と公式に部落差別問題の存在を認めた。「答申」が出される1965年8月以前の同和問題への取り組みは、まず、自治体当局に部落差別の存在そのものを粘り強く認めさせることが必要だった。役所との交渉の窓口は係長クラスであり、行政のはざままで放置されてきた、劣悪な被差別部落の住環境、就労実態、教育実態等々を部落差別の結果であると位置付ける理論を生み出すことが求められた。解放運動側も今日のように「答申」や「特措法」に安易に依拠することができず、自ら部落問題の解決に向けた「何が部落差別」なのかを明らかにする解放理論を磨く必要があった。

そのような状態から、「答申」とその内容を具体化するための「特措法」の施行、国・地方自治体が率先して、同和問題の解決に取り組むことになったのだから、部落解放運動に一大転機が訪れたことになる。交渉相手も助役、時には首長に代わっていった。被差別部落民自身が部落差別を解決するための要求を国・地方自治体に提出し、各自自治体はその要求を受け止め実施することになった。

同時に、部落差別の解決に向けて、国民すべての課題であるとの提起は、差別を追及する側に立つ被差別部落側の優位性を認めることになった。部落解放理論としての「二つのテーゼ」「3つの命題」はこの優位性を理論的に支えるものであった。特に、「特措法」による同和对策事業をめぐっては、こうした部落優位を利用した「窓口一本化」施策によって「同和事業利権」にからむ不正が、部落解放同盟員によっても起こされていた。故松本治一郎解放同盟中央本部委員長が「特措法」には事業法を含むべきでないと強力に主張した危惧が、現実に各地での同和事業における「利権」獲得争いとして起こってしまった。

最も大きく変わったのは住環境である。国の施策では、これまで住環境

整備はその多くが行政主導型で実施されてきたが、解放運動では、それに対置して部落住民主導型施策が追求されていた。一例をあげれば、集合住宅を建てるにしても、地域全体の街づくりとの調和が図られ、計画段階から部落住民の主体的なかかわりが求められる。地域住民による同和対策事業を活用した街づくりが、各地で実施されていた。しかしこうした地域住民の主体的取り組みが、すべての地域において実施されたわけではなかった。行政施策に「おんぶにだっこ」され、その施策に数十年慣れ親しんだ多くの部落解放同盟支部は、自らの力で部落差別問題の解決をはかろうとする能力を削がれてしまっていたことも理由だ。部落解放運動は部落民自らが差別されることによる自らの課題と向き合う姿勢が、33年間に及ぶ「特措法」実施によってむしろ弱まってしまったのではないか。

「特措法」施行から4年後の1973年末に、同和対策事業が開始された但馬地方の被差別部落では、住環境の整備、就労対策より先に、「解同南但支連協」・青年行動隊が町役場や小・中・高校への「点検・確認・糾弾」闘争に取り組んでいた。この闘争も「答申」、「特措法」に裏付けられた「解同南但支連協」・青年行動隊にとっては圧倒的に優位な「告発者の立場」からの闘いであった。彼らの潤沢な闘争資金の出所も、先にも記したように「同和対策事業費」であった。

丸尾らが参加した1973年9月の解放同盟兵庫県連による西宮市に対する闘争で要求した「窓口一本化」という考えは、すなわち解放同盟組織への一本化であり、他の組織を認めず、部落解放同盟の闘争形態や方針への一切の批判を拒絶するものであった。この方針は先に示した一連の八鹿高校事件でも貫かれた。

「解同南但支連協」・青年行動隊による闘いが、町役場の「同和行政」と小・中・高校の「解放教育」に対する糾弾そのものを目的とした闘争である限り、部落差別問題の解決は図れない。「同和行政」はあくまで部落差別問題解決のための条件整備を整えるものであり、決して、「同和行政」を糾弾するだけで部落差別問題が解決できるわけではない。部落差別問題解決

の条件整備に対して、部落解放同盟がどのような施策が必要なのかについて行政側と同じテーブルについて議論しあいながら作り上げていくものである。解放教育についても、基本的に学校・教職員の教育の論理に基づいた主体的な取り組みを尊重しながら、「解放の学力とは何か」、「自らの社会的立場の自覚」を促す教職員の教育実践を側面から解放同盟は援助すべきものである。生徒たちを自分たちの政治的な闘争に一方的に引き込み、生徒たちが主体的に考える力を育てることより、無批判に従うことを求めたことは教育から最も遠い。

「部落に学べ。部落に学ぶとは立ちあがった青年行動隊に学ぶことだ。学ぶことは、最高の学習の場である“確認会”に出て、差別性の点検をうけ、ともにたたかう仲間として行動するときにはじめて自分のものになる」との行動規範は、結局「青年行動隊が行う確認会は絶対に正しい」との独善的なとらえ方に従えと言っているにすぎない。

この確認会の正しさは何によって担保されているのか不明であり、わずか半年にも満たない解放運動歴の青年行動隊に、確認会に至るまでの理由を正しく明確にする力はなかったし、糾弾側への説明責任も果たせていなかった。

また、闘うものの権利としての「窓口一本化」は解放運動における「利権」とも深くかかわっていく施策となっていた。

様々な労働運動や権利獲得運動にとっての諸要求は本来誰にとっても必要な普遍性を持つものでなければならない、獲得された要求は、それを要求した組織員のみに対応されるものではない。私が労働組合委員長であった時、春闘が終わり、要求した以外の金品が支給されたことがあった。不思議に思って事務所に問い合わせると、別の組合からの要求にも正当性を認めたので、職員全体に支給したとの返事だった。このように要求には本来普遍性がなければならない。要求した組合員にしか支給しない「窓口一本化」ならば、自らの要求の普遍性・合理性を踏みにじることになってしまうだろう（「野獣の論理」）。しかし、同和对策事業において、解放同盟支

部長が同和対策事業の受給を望む支部員に、支部長の認印を押すお礼として、金品を要求した事例も少なくない。必要とする対象者全員が受給できるはずのものが、支部長という「窓口」を通した者にしか与えられない独占的なものに変質してしまった例だ。

大阪市内での解放運動の成果はある時期まで支部ごとに違っていたことがある。例えばある支部からの 0 歳児保育、病児保育等の要求に対して、交渉の結果、要求の正当性を認めて、その支部にだけ実施されるということが起こっていた。0 歳児保育や病児保育の要求は本来普遍性をもつものである。大阪市内すべての同和保育所でも実施されるべきものである。が実際には実施されない保育所があり、同和保育所以外でも実施されなかった。結局、市の予算不足との言い逃れによって利用者間に分断を持ち込むことになってしまった。

もう一つ同和行政が持つ隘路として指摘しておきたいことがある。それは、行政側と運動側との不均衡な関係、すなわち「部落の絶対化」とそれへの拝跪や阿りという関係性から生じている。行政闘争において要求運動の前面に立った職員たちの多くは、運動を真摯に受け止め施策を推進した。しかし、時に理不尽とも言える糾弾や激しい要求の矢面に立たされ「屈服」を余儀なくさせられた職員たちの中には「面従腹背」とも言える感情を持った者もいたことは否定できないだろう。そして、こうした感情が暴かれた時、部落民にとってそれは「裏切り」や「欺瞞」のように見え、激しい憎悪や反発を引き起こす。八鹿高校事件において、大きな転換のきっかけとなったのは、まさにこうした行政側の「欺瞞」が暴かれたことであった。

1973 年 11 月以降に南但地方で開始された役場、学校への「点検・確認・糾弾」闘争は地元部落大衆には当初から完全に受け入れられていたわけではなかった。もともと保守的な土地柄であった南但地域で、丸尾らによる青年行動隊の「鉢巻き・ゼッケン」での糾弾闘争は、いわゆる「寝た子を起こす」ような「部落を背負って立つ行動」と受け止められた。沢部落内では一時青年行動隊の活動停止を決議するようなこともあった。

しかし、翌年1月6日に県の幹部職員山田久による、被差別部落出身の八鹿高校生と交際していた息子へ宛てた「別れを求める手紙」が明らかとなったことでその状況は一変した。同様の手紙は親族からの文も含むと計6通あった¹¹⁰⁾。

この手紙は、保守的な但馬地方の被差別部落大衆の怒りに火をつけ、山田久差別文書糾弾闘争が開始された。幹部職員山田の手紙には「行政による部落差別解決の施策も本気で行っているわけではない。そのことは私が一番よく知っている」、「おまえが部落の娘と交際して彼女の部落に出入りすれば、自分たちも部落民とされ村八分にされてしまう」、「部落には犯罪者も多い。生活環境が悪い。生活内容が異なる。性病患者が多い。世間はそのことをよく知っている」等々、本音に近い差別意識に満ちた内容が書かれていた。これらの内容が確認・糾弾会で明らかにされると、被差別部落住民の怒りは「解同南但支連協」・青年行動隊支持へと大きく舵が切られた。

おわりに 今後の部落解放運動はどうあるべきか

ここまで、いわゆる朝田理論である「二つのテーゼ」および「3つの命題」が各地で部落解放運動を展開しながら大きな落とし穴に陥ってしまった状況について述べてきた。確かに、これまでも朝田理論への評価と批判はあった。被差別部落大衆からの、部落差別とは何かとの問いに「二つのテーゼ」での「部落差別とは、その痛みを知っている部落民にしかわからない」、「日常部落にとって、部落民にとって不利益な問題はいっさい部落差別である」との答えは分かりやすい言説であった。

ところが、この「二つのテーゼ」は2011年3月4日の第68回全国大会で決定された「部落解放同盟綱領」・関連文書において、一切の理由説明もなく削除されている。1987年、藤田が『同和はこわい考』で「二つのテーゼ」が持つ陥穽について指摘してから24年後のことである。2007年に明らかと

なった「大阪市に於ける飛鳥事件・奈良での解放同盟幹部による不正事件・京都での優先採用された職員による度重なる不正」が戦後最大の部落解放同盟の危機とされ、翌年、外部の識者による「部落解放運動への提言」（座長上田正昭）がなされた。この提言に「二つのテーゼ」への言及がまったくなされていないことに対する私の批判¹¹¹⁾から3年後であった。

また、ひろたまさきも「『差別された者にしか差別された苦しみはわからない』」について、一定の理解を示しながらも、「第一に、『差別された者』がすべて、差別されたと思うかどうか」、「第二に、『差別された者にしか差別された苦しみは分からない』と言ったとたんに、それはコミュニケーションの拒否ということになってしまう」¹¹²⁾のではないかと指摘する。

藤田やひろたそれに私の提案を解放同盟側が受け止めたと素直には喜べない。何らの理由を説明しない無責任な方向転換と言わざるを得ない。「二つのテーゼ」は少なくとも1969年以来、部落解放同盟による行政糾弾闘争の解放理論として大きな役割を果たしてきたことは間違いない。にもかかわらず、「二つのテーゼ」の功罪について、一切解放同盟としての見解を示めさず素通りするのは到底納得できるものではない。2011年のこの「改正綱領」関連文書は、「二つのテーゼ」の有効性を否定するのでもなく、「二つのテーゼ」としてこれまで通り有効であるのかも触れていない、まったくの不明のままである。これまで部落解放理論として謳われてきた「二つのテーゼ」と「3つの命題」は一對のものとして位置づけられてきた。2011年「改正綱領」関連文書では「3つの命題」は今後とも重要な「解放理論」として位置づけられているゆえに「二つのテーゼ」の削除は不可解である。

さらに「3つの命題」の「社会意識としての差別意識」という規定に対しては、「人々はこれまでの成育中に、空気を吸う如く差別意識を刷り込まれてきた」と指摘されれば「部落民以外は差別者」であるとの認識が一直線に導き出されてしまうのではないかという批判がなされてきた。「改正綱領」関連文書には、この点についても一切述べられていない。

部落解放運動は「特措法」が施行された1969年7月から2002年3月まで

の33年間、この朝田理論に依拠した行政・企業・学校等への糾弾闘争を展開してきた。1969年の「矢田教育差別事件」から1970年の「映画『橋のない川』上映阻止闘争」、1973、4年の「八鹿高校差別教育糾弾闘争」にいたる5年間の闘争形式は、部落解放同盟による糾弾闘争を重視した運動において「二つのテーゼ」、「3つの命題」に依拠した闘争方法を定着させた。

朝田理論による部落解放運動における最大の弱点は、部落民自身が部落差別によって負わされてきた自らの課題に目を向けることなく、それと向き合う姿勢の希薄さにあった。それ故、他（外部）からの解放運動への疑問や批判や諫言に対しても誠実に対応してこなかったし、また対応できなかったことにある。同時に、「特措法」と自らの解放運動によって部落差別問題の解決に向けた営みがどのような過程であったのかの点検認識を欠き、到達点をその都度部落大衆と確認しあう点でも不十分であった。

私は2014年に、拙文「部落問題解決に向けた被差別部落民の当事者責任」（『人権問題研究室紀要』第67号 関西大学 2014年3月）において、「二つのテーゼ」と「社会意識としての差別意識」（朝田理論）への問題提起を行った。そこでは、金石範や小笠原亮一の論考と金時鐘の新聞インタビュー記事等を部落解放同盟はなぜ参考にした論議を組織内部で深めなかったのかと問うた。

藤田敬一は『同和はこわい考』（阿吽社 1987年6月）において、それまで部落解放運動の理論とされてきた「二つのテーゼ」に対して、初めて真正面から批判した。「二つのテーゼ」には、「部落第一主義」と「部落排外主義」に陥る危険性が含まれており、差別者・被差別者、加害者・被害者との二項対立思考を絶対視し、このテーゼを前面に掲げるなら、人々との自由で対等な対話は成り立たない、と述べている。ひろたの言う「コミュニケーション拒否」となってしまうのだ。

同時に、藤田は部落差別問題の解決に向かう方向として「両側から超える」取り組みの必要性を説いた。「両側から超える」営みは、双方がひとまず加害者・被害者との二項対立思考を脇において、対等な立場でテーブル

に着くことを前提にしている。それ故、「二つのテーゼ」に依拠することは、「両側から超える」営みにとって大きな桎梏とならざるを得ないと指摘している。2011年版の「二つのテーゼ」なき「改正綱領」で解放運動が進められるなら、この桎梏は解消されることになるのかもしれない。

残念ながら、藤田の『同和はこわい考』は、私利私欲をむき出しに「同和对策事業に群がる利権」を牛耳る一部解放同盟内部の腐敗への諫言でもあった。しかし、藤田の諫言は無視されるだけでなく、1987年12月21日に「解放新聞」紙上に部落解放同盟中央本部名によって「敵に対する利敵行為」にあたる差別図書と断定された。本書の内容に基づいた議論や学習会も解放同盟内で持たれることはなかった。

部落民・非部落民によって部落差別の壁を乗り越えるためには、双方による自由で開かれた対等な対話が不可欠である。これまでの解放運動において最も欠落していたのが双方による自由なコミュニケーションだった。ところが、これまでの部落解放運動家にとって最も向き合いづらく苦手な行為がこの人々との対等な対話であった。

なぜ対話が苦手なのか、対等な対話においては「自らの課題と向き合う」ことが求められ、相手からの批判に対しても、冷静に対応することが求められるからである。先に述べたように、酒井は内ゲバの原因を日本社会の特性に見ていた。特に、「タテ型社会、意見の不一致を許さない、異質性を障害とみなす。精神主義、『個』の脆弱さ、他者を細部にわたって統制しようとする傾向」は、被差別部落大衆においては、長年の部落差別によってさらに凝縮された形で内面化された。それは〈被差別部落の内的弱さ〉に通ずるものである。この〈弱さ〉と向き合い克服し続けることなくして、自由で対等な対話は難しいだろう。

金時鐘は1992年4月のインタビューで「本当のひどさは、そのことで自分を省みる内省力がなくなっちゃうことなんだね。人からひんしゆくを買うことを一切気にしなくなってしまうことなんだね」と被差別側のエゴイズムについて語っていた。金が指摘する「人からひんしゆくを買うことを

一切気にしなくなる」エゴイズムと向き合い克服することなく従来の被差別部落民のままでいるかぎり、人々との自由で対等な対話は成り立たないだろう。

インターネット時代を迎えた2000年代に入って、部落差別問題をめぐる状況は一変した。私が主張し続けてきた被差別部落民による積極的な部落民であると名乗るカムアウトは、部落差別問題の解決に向けてますます重要になってきている。私は部落民側からのカムアウトは全国水平社結成以来の部落民による基本的な闘い方だと確信している。

近年、示現社による新たな「全国部落地名総鑑」ともいわれる冊子がインターネット上に公開されており、各地の被差別部落を訪問した映像が「部落探訪」としてインターネットにアップされている。これまでのような紙による媒体ではなく、インターネット上での拡散を止めることはインターネットの特性から不可能に近い。現在では、各地の被差別部落の所在地が瞬時にインターネット上に映しだされる。これらの画像を取り消すためには膨大な手続きが必要であり、多くの自治体で実施されているモリタリングもいちごっこに近い。

もちろんこうした作業が不要だと言っているわけではない。具体的に結婚差別、就職差別、地域に対する差別等が起こらない状況を作り出す営為と起こった時の取り組みは必要である。ネット情報によって部落の地名や部落民である事実を不特定多数の人びとに公開されない権利は重要であることは間違いない。しかし、部落の存在をただ覆い隠すことだけでは部落問題が解決しないことも明らかだ。

今日、多くの学校において部落問題学習が歴史的分野の1つとして教えられているようだが、授業中の生徒の質問「先生、今でも部落差別はあるのですか」、先生「現在も部落差別はあります」、生徒「部落ってどこにあるのですか」「部落民って誰」、先生「……」。このような状況では部落問題学習は成り立たない。かつて部落問題学習が活発に取り組まれていた大阪市内の学校においても、校区内の「被差別部落」さえ部落・部落民と名指

してはならない状況である。これでは部落差別問題をリアルに、同時代を生きる「自分ごと」としてとらえることは難しくなるだろう。

最近、ある市議会で質問に立った共産党議員が市当局に「現在もお部落差別はあるのですか」と問うた。市当局者は「あります」と答える。さらに共産党議員は「ではどこが部落地域なのか」と質問を続けた。市当局者は答えることなく、この共産党議員の質問の方が「部落差別だ」と問題になっている。私にはこの質問が何故「部落差別になるのか」理解に苦しむ。

畑中敏之は『身分・差別・アイデンティティ』（かもがわ出版 2004年7月）で「部落差別における隠蔽と暴露の共犯関係」（16頁）について述べている。被差別部落民による自らの出自を隠蔽しようとする行為が、出自を暴こうとする者の動機となっている関係が部落差別を構築しているとの指摘だ。この関係を崩すことなく、部落をオープンにする行為のみをひたすら取り締まるだけで部落差別問題は解決しない。むしろ部落の存在から目をそらさせながら、一方で人々の意識の底に差別の意識を沈泥させていくのではないだろうか。

全国水平社結成100周年を経過した今日、たどり着いた解決方法が「部落に触れない、かかわらない、抹消する」では、全国水平社・部落解放運動の始まりに持っていた高い理想からほど遠い。島崎藤村の『破戒』（1906年）では「父親による部落を隠し通せ」との戒めと葛藤し続け、ついに戒めを破って主人公瀬川丑松は部落民を名乗った。丑松の葛藤から私たちは何を学ぶのか、丑松の先に見いだそうとするのか、丑松から100年以上の時間を経て、私たちが手にすべきは「部落を隠す」権利だけではないはずだ。

2011年「部落解放同盟綱領」の(3)「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在していても、何らの差別的取り扱いや排除・忌避を受けることなく人間としての尊厳と権利を享受し、支障なく自己実現ができる社会環境になるこ

とである」と書かれている。その通りであろう。しかしそのような社会環境を作り出すためには、部落住民からの積極的な「カムアウト」が必要になるのではないか。一方の当事者である部落住民が「カムアウト」することなく、黙って待っているだけで「そのような社会環境」が生みだされることはないだろう。

先の触れたひろたは「さまざまな市民的運動が各所で差別にあらがっている」、「まだまだ日本社会は差別を克服するエネルギーを失っていない」、「それらの運動を深めていくためには、きっと、帝国意識¹¹³⁾との格闘が必然化する」。「つまり差別者から被差別者の位置に立ち直すこと、そのための自己変革が求められるのです。被差別者もまた、『同化』か『異化』かの選択に際して、自己変革が求められるのです」¹¹⁴⁾と「差別克服の道」を説く。

ひろたは「差別の解消」でなく、「差別の克服」というのは、そのような解消すべき巨大な壁を意識するから¹¹⁵⁾だと指摘しながら、なお「差別の克服」は可能だと言う。そして、このひろたの論文が書かれた2008年頃において、「部落差別の克服」は部落住民による「自己変革」によって可能なだという認識に到達していた。

ところが現在、ひろたの「差別の克服」が可能だとの提起と逆行する状況が、残念ながら各地の被差別部落に生まれている。特に、角岡伸彦著『ふしぎな部落問題』¹¹⁶⁾に掲載された「映画『にくのひと』」の公開中止要求の顛末がこの間の逆行状況の内容をよく表している。以下、角岡の叙述に沿って論を進めていく。「部落問題は基本的には差別する側の問題である。だが、差別される側にも克服しなければならない課題がある。取材を通して見てきたのは、部落であること、屠場があることを知られたくないという劣等感であった」¹¹⁷⁾と角岡は第三章のリードに結論的に書いている。

角岡がここで指摘した「被差別部落民の劣等感」とは、フランツ・ファノンがアルジェリア革命の進行中に民衆に呼び掛けた「橋をわがものにする」思想¹¹⁸⁾とは真逆の態度である。部落解放運動においても、被差別部落

大衆が自己を変革し差別を克服していくことが重要な課題のはずだ。一方、『にくのひと』の撮影現場を提供した中尾氏は、食肉センターの住所表記や出演者が発言した地名の削除について「その必要はない。新聞でセンターが取り上げられたときは、住所が明記されている。それ（住所の削除）は“寝た子を起こすな”という考えと一緒にや。解放同盟は、そういうのと闘わなあかんのと違うのか。こうやって隠してばかりいても差別はなくならん」等と言¹¹⁹⁾、映画をそのまま上映することを了解していた。

『にくのひと』公開中止要求には、ひろたが先の著書で危惧したように「差別された者にしか差別された苦しみは分からない」のだから、部落外の人間が部落を名指してはならないという論理につながっていったのではないか。

ひろたの言う 1 つ目の「『差別された者』がすべて、差別されたと思うかどうか」について、『にくのひと』の場合はどうか。2008 年、「第 39 回部落解放・人権夏期講座」（部落解放・人権研究所等主催）で上映され、好評を得ている。満若監督は TBS 本社人権研修の講師も務め、市民やマスコミの啓発に引っ張りだこになった。2009 年には、アムステイ映画祭でも上映され、2010 年には第 1 回田原総一郎ノンフィクション賞の佳作（大賞なし）を受賞した¹²⁰⁾。ひろたの主張にてらせば、映画『にくのひと』は、「差別された者がすべて差別とを感じる」映画ではなく、むしろ多くの人びとから評価された映画であった。公開中止要求の理由とされた、「若者による野球チームの名称 SK エッターズ」、「屠場の住所明記」、「屠場見学の中学生の状況」等へのクレームに対しても観客はほとんど問題にせず、「差別を拡散する」映画だと上映に否定的な意見は見られなかった。だからこそ一般劇場での上映がめざされたのである。

ひろたの論の 2 つ目の「コミュニケーションの拒否」についてはどうか。支部長と満若氏との会談は、2 時間余りにも及んだと言う。満若監督は「頭が混乱しているので整理させてほしい。また連絡しますので、会ってお話ししましょう」と伝えた。しかし支部長は「会う必要がない。交渉とかそ

ういうのは聞かないから、あとは県連（部落解放同盟兵庫県連合会）を通してくれ」と述べた¹²¹⁾。結局、支部長は満若氏とのコミュニケーションを拒否したことになる。

後日、映画で中心的な役割を果たしていた出演者の若者が満若監督に「公開されることで自分や家族にも危害が及ぶことを危惧し、上映中止を満若氏に強く求めた」¹²²⁾ことによって、映画『にくのひと』は残念ながらお蔵入りになってしまった。

ここでも映画公開中止要求の根拠とされているのは「二つのテーゼ」である。

確かに、一人一人の部落差別に対する考え方、距離の取り方には相違があって当然だ。しかし、部落差別に「異議申し立て」を行う、あるいは考えたい当事者が、双方によるコミュニケーションの場、それが対面であれ、映画という媒体を通してであれ、自らの出自を明らかにしないわけにはいかない。

100年以前、部落差別が日本社会においてなかば当然とされていた時期に、「全国水平社」の人びとは部落外の人びとだけではなく、部落民自身の中にも多くの「寝た子を起こすな」と反対する人々を抱えながら「エタであることを誇りうるときがきた」と名乗りを上げ部落解放運動を立ちあげた。今日においても角岡が先に指摘したような「劣等感」を持つ、あるいは持たされている部落民は存在する、だからといって、部落の「どこ」「だれ」をオープンにしないし、できないような部落解放運動は実効性を持てるだろうか。

部落差別の解決をめざす部落・部落外双方による自由で開かれたコミュニケーションの一方の当事者として部落民は自らに向き合う必要がある。その出発点に八鹿高校事件がなぜ暴力の運動となってしまったのか、その総括が置かれなければならない。事件から50年の時を経た今、私たちすべてに、事件と向き合い問い直す責任があるはずだ。八鹿高校事件をけっして過去のものとしてはならない。

*

「父からの一喝」

最後に、父からの「おまえはそれでも部落民か！」との一喝をどのように捉えればいいのか。父は毎日、朝日新聞を隅から隅まで丁寧に読むことを日課としていた。しかし、朝日新聞には「八鹿高校事件」についての報道はまったくなかったし、私との議論は「朝日新聞の天声人語」に書かれた唯一の報道「解同による暴力事件があったとする」記事（1974年12月4日）が掲載される以前であった。唯一八鹿高校事件を逐次報道していた「赤旗」からの情報をもって議論に臨む私との隔たりは大きかっただろう。父の八鹿高校事件に対する情報は解放同盟兵庫県連から大阪府連に流される「暴力事件はなかった、日本共産党による仕組まれた差別キャンペーンが原因だ」というものであった。対話が成り立つための共通の土俵がつくられていなかった。「なぜ、一方的な暴力事件が起こってしまったのか」と追及する私に対して、父には現地の解放同盟を擁護、批判するだけの情報もちえなかった。当然のごとく議論は深まることなく平行線をたどるばかりだった。

父（明治44年＝1911年生まれ）は部落解放運動に参加したのが40歳を過ぎてからであった。なぜ自分は解放運動に参加してこなかったのかと、部落解放運動の先達たちに「深い負い目」を感じていたと言う。運動に参加してからは全国水平社の先輩たちがつくっていた「荊冠友の会」にも解放同盟現役幹部として参加し続けた。小学校をすべて優等ですごしたが旧制中学校には家庭の事情で進学できなかった。担任の教師からの上級学校に行かせてやってほしいとのたつての願いで、やっと尋常高等小学校に進学できたが、父親の病気の悪化で一年後に退学している。大正初期の当時、教室では部落の児童が部落外の児童と一緒に机を共有して座ることはなかったが、父はずっと部落の外の児童と一緒に座っていた。それ故か、部落が差別されるのは部落民側にも大きな原因があるとみていた。その後、独学で多くの技能資格を得た。まだ写真機が一般に普及していない昭和初期

から写真機を購入したり、その当時は一部の裕福な階層の人々の趣味であった登山についても、近隣の山々をはじめ、日本アルプスへも行ったたりしていた。父は、こうした自らの中にある「エリート志向」が自分を部落解放運動から遠ざけていたのかと思い悩んでいたようだ。「おまえは部落民でありながら、南但地方で部落民として闘っている彼らに連帯の気持ちがないのか」との思いが、「一喝」に込められていたのだろうか。

父は1973年3月に地元の小学校で「部落問題の本質と同和行政——大阪・住吉を中心に」¹²³⁾と題した講演を行っている。「敵を知り、自分を知る」一節を設け、次のように話した。NHK大河ドラマ『天と地と』から着想をえて、天は部落解放理論、地は大阪市の同和行政それに加えて人は地域住民の和とし、この三つが相互に関連付けることができれば、部落問題の解決は可能になる。しかしさらに大切なこととして、「敵を知り、自分を知る」ことを上げている。

「この点、今の住吉は、どうか。敵を見ることも、あまりしません。自分たちのことも、あまり見ない。これが現在の住吉の欠陥じゃないかと思えます。／自分の力を見る。行政の力を見る。行政の内容を見る。この点に欠けておるのではないか」¹²⁴⁾

ここで父は部落解放運動に従事する部落民に対して「自分を知る、自分を見る」点を強調している。部落解放運動にとって立ち遅れてきた課題が「部落差別によって獲得することができず、失ってしまった被差別部落住民自身の〈弱点〉」にあったからではなかったか。前述の「二つのテーゼ」にも、被差別部落の外部の人びとに対する鋭い追及の視点があったとしても、内部の部落民自身の課題と向き合う視点は欠けていた。

父との対話が90年代であったなら、八鹿事件にかかわる裁判も一段落し、「解同南但支連協」・青年行動隊による「暴力的糾弾闘争」の非も明らかになっており、父の情報の偏りも是正され、ずいぶん議論の内容が変わっていただろうと残念に思う。86年1月末に死去するまでの数度の入院中に、病床の父と当時の部落解放運動のあり方や課題について、何度となく熱く

議論を交わしており、共有できることも数多くあった。何度も看護師さんから静かにしてくださいと注意された。入院中に講演会講師の依頼が何度かあり、その都度ドクターストップがかかったが、命と引き換えでもある父の強い思いを尊重して、医師の許しを受けて講師に送り出した。叶うことなら、もう一度父と八鹿高校事件について議論をしてみたかった。

「部落民とは、部落民であることを引き受けることそれ自体である」、これは父と私の共通する認識だった。しかし、「おまえはそれでも部落民か」と一喝した父は、深いところで私の認識との隔たりを感じたのではないだろうか。父とこの隔たりについて語り合うことはもはや不可能であるが、父の年を越え少しわかったこともある。

八鹿高校の糾弾の暴力は決して許されないのは当然だ。しかし、暴力へと傾いていった彼らの弱さ——権力への阿り、部落の絶対化によって得られる快感、あるいは他者への羨望とその裏返しである劣等感——、といった彼らの弱さを、その当時の私はどれだけ理解していただろうか。いや理解ではなく、自らのうちにもあるそうした弱さを自覚していただろうか。

暴力は許せない、という「正義」は強者の言説にもなる。父の「おまえは部落民か」という問いは「おまえはおまえの弱さを知っているのか」という問いではなかったのか、そして「正義を語るほど自分の弱さをくぐり抜けているのか」という問いでもあったのではないだろうか。父に聞くことはもはや叶わない。私は部落解放運動を続けながら、父の問いを考えたいと思う。

(文中敬称は省略)

注

- 1) 私は1973年9月から1974年11月22日の間、「解同南但支連協」・青年行動隊によって行われた一連の「点検・確認・糾弾」闘争を八鹿高校事件と捉えている。
- 2) 『大阪の同和問題』に所収 1961年9月
- 3) 1969年7月に「同和对策事業特別措置法」が1965年8月に内閣総理大臣に手渡された「同和对策審議会答申」を具体化するための法律として制定された(10年時限

立法)。以後名称を変えて2002年3月まで、33年間法律は実施された。

- 4) 「二つのテーゼ」は1957年第12回全国大会運動方針で決定されている。ところが、1987年6月に発行された藤田敬一『同和はこわい考』では真正面から第一のテーゼを「資格」の、第二のテーゼを「基準」の問題と捉え、二つのテーゼが内包する問題こそ、かつて「部落第一主義」「部落排外主義」として議論されたものであるが、それが決着を見ないまま、今日まで残されてきたと、批判的に問題提起されていた。私も2007年12月に、部落解放同盟中央本部組坂委員長に手渡された「部落解放運動への提言 一連の不祥事の分析と部落解放運動の再生に向けて」（座長上田正昭）でも「二つのテーゼ」に対する批判的な指摘が一切見られないことへの不満を『ヒューマンライツ NO. 243』（社）部落解放・人権研究所 2008年6月）に掲載された「『部落解放運動への提言』をよむ」で述べていた。

2011年の「改正部落解放同盟綱領」・「『部落解放同盟綱領』解説のための基本文書」にはこれまでの部落解放運動において「二つのテーゼ」と対の重要な理論とされてきた「3つの命題」については詳しく綴られているにもかかわらず、「二つのテーゼ」に対する言及が一切ないことは不可解である。「二つのテーゼ」が果たしてきた部落解放運動にとっての功罪についても示されることなく、抹消されていた。

- 5) 「3つの命題」は1969年の『解放新聞』に掲載されていたが、1971年第26回全国大会運動方針で正式に論議され、承認されていた。2011年の「『部落解放同盟綱領』解説のための基本文書」には「3. 社会意識としての部落民にたいする差別観念＝『その差別の本質に照応して、日常生活化した伝統の力と教育によって、自己が意識するとしなにかかわらず、客観的には空気を吸うように一般大衆の意識のなかに入り込んでいる』と確認されている。さらに「〔4〕『3つの命題』の理論的問題と限界」には、「⑤社会的存在意義とか社会意識とかの定義は、部落差別に固有の定義と言うよりは、差別の社会的機能として他の差別にも適用できるものである。その面を強調もしくは明確にしておかないと、他の差別との共通性を軽視して、部落差別だけを特化させる論理に陥る危険性がある」との指摘が見られる。この指摘は「部落民以外はすべて差別者だ」との曲解を生み出してきた弊害への軌道修正なのだろうが、明確に「部落民以外はすべて差別者だ」との見解の誤りを指摘すべきだろう。
- 6) 1968年5月に埼玉県狹山市で起こった女子高校生誘拐殺人事件の犯人とされた石川一雄は、浦和地裁で6カ月というスベード裁判で死刑判決を受ける。その後、東京高裁の冒頭弁護士と相談することもなく、「私はやっていない」と一審時の自白を翻し、高裁での審議中であった。
- 7) 1973年9月の部落解放同盟兵庫県連による西宮市に対する同和行政における「窓口一本化」を要求した100日にも及ぶ糾弾闘争。この闘争に解放同盟南但支部連絡協議会の一員として丸尾良昭は参加、南但地域に帰った丸尾は南但青年行動隊を組織する。行動隊長には南但支連協青年部長安井義隆が就く。

- 8) 『八鹿高校事件民事訴訟判決集(全文)』(公正・民主的な同和行政と地方自治・教育・人権を守る兵庫県共闘会議 1990年) 38頁
- 9) 1969年3月に大阪市矢田支部で起こった差別事件。大阪市教職員組合選挙で配布された「はがき」(以下に掲載)の内容をもって差別だと、部落解放同盟大阪府連矢田支部が「はがき」に記名された責任者および支持者を糾弾した事件。確認・糾弾会の席上、矢田支部の泉海節一は「二つのテーゼ」に沿って「踏まれた者の痛みがわかるか」と被糾弾者を追及していた。

〔(前略)〕

組合員のみなさん

- ① 労働時間は守られていますか。

自宅研修のため午後四時頃に学校を出ることができますか。仕事においまくられて勤務時間外の仕事を押しつけられていませんか。進学のことや、同和のことなどで、どうしても遅くなること、教育こん談会などで遅くなることはあきらめなければならないのでしょうか。また、どうしてもやりたい仕事ややめなければならないのでしょうか。

- ② 教育の正常化に名をかりたしめつけや管理がありませんか。越境・補習・同和など、どれをとりあげてもきわめて大事なことですが、それに名をかりて転勤・過員の問題や特設訪問や、研究会や、授業でのしめつけがみられて職場はますます苦しくなります。新指導要領についても同様です。「どんなよいことでも、お上(行政)からきめられたことはダメだ。自ら要求し自らかちとったものが身になり肉になる」ことをひしひし思い知らされます。

- ③ (以下省略)〕

- 10) 1969年今井正監督は『橋のない川』第一部を制作発表した。この映画に対して部落解放同盟中央本部委員長朝田善之助は、映画は部落差別を拡大・誘発する面が数多くみられるとの見解(主に「二つのテーゼ」と「3つの命題」による)を示し、今井監督との善後策を話し合う。朝田委員長が指摘した第一部の問題点は第二部製作時に補うとの合意により、第一部は部落解放同盟推薦となった。ところが、第二部の製作時期も経過しており、委員長との話し合いへの努力も通じず、映画第二部は製作上映された。朝田委員長は自分の意見が「無視された」と第二部を「部落差別映画」と断定し、上映阻止運動が起こった。

- 11) 『『橋のない川』(第二部)糾弾要綱 70年6月』(「狭山差別裁判」第15号として1975年1月15日再版)

12) 注11 6頁

13) 注11 8頁

14) 注11 9頁

15) 注11 10頁

16) 注11 38頁

17) 注11 39頁

- 18) 「部落解放をめざす教育運動の課題」(『部落解放教育再考』田中欣和編著所収 1981年1月 柘植書房)に〈被差別部落民の内面的弱さ〉について以下のように指摘している。

「とくに部落差別の歪みが外面的な生活の劣悪さとしてストレートに現れるだけでなく、内面的な人格形成のうえで重要な役割を担う“学習の場”を奪われてきたために背負い続けねばならなかった部落大衆の“弱さ”としても存在することの意味を無視することはできない」と。

さらに、被差別の閉鎖社会を強いられた被差別部落住民が不本意ながらも背負わねばならなかった〈文化的歪さ(貧困の文化)〉である差別されることの理不尽さは、被差別者に〈文化的歪さ(貧困の文化)〉をもたらす(強いる)ところにある。私はこの〈文化的歪さ(貧困の文化)〉を具体的に今日における被差別部落民の〈内面的弱さ〉と捉え、それと真正面から対決することなくして部落差別からの解放はない。もちろん、被差別部落住民に〈文化的歪さ(貧困の文化)〉の責任があるわけではない。がしかし、その克服の努力を被差別部落住民以外の人びとが肩代わりできないことも自明である。決して、「部落差別の結果」に逃げ込むわけにはいかないと主張してきた。

- 19) 部落問題全国交流会事務局編『第9回部落問題全国交流会報告書』インターネットにアップされている。
- 20) 注11 10~11頁
- 21) 藤田敬一著『同和はこわい考』発行をきっかけに翌年の1988年から開催された部落問題全国交流会の事務局会議が今日まで継続された組織
- 22) 『差別用語』汐文社1975年 350頁
- 23) 注22に所収 346頁
- 24) 注22 346頁
- 25) 『同和行政論Ⅳ』(磯村英一編 1984年9月)に所収
- 26) 注25 174頁
- 27) 注25 175頁
- 28) 『部落問題解決過程の研究 第2巻』(部落問題研究所編 2011年12月)177~196頁
- 29) 注28 178頁下段
- 30) 『人権と部落問題』所収 部落問題研究所 2016年7月
- 31) 注30 15~16頁
- 32) 『人権と部落問題』所収 部落問題研究所 2016年1月
- 33) 注32 8頁
- 34) 「部落出身者の自己像」(『自我の社会心理学』に所収 1964年12月 誠信書房)
- 35) 注34 312頁

- 36) 『八鹿・朝来暴力事件と裁判闘争1974-1996』（公正・民主的な同和行政と地方自治・教育・人権を守る兵庫県共闘会議編 1996年11月22日）（以下『八鹿・朝来裁判闘争』）41頁
- 37) 注36 45頁
- 38) 『部落解放教育資料集成 12巻』（全国解放教育研究会編 明治図書 1981年）168頁
- 39) 注38
- 40) 注38 169頁上段
- 41) 注38 174頁上段
- 42) 注36
- 43) 注36 56頁上段
- 44) 注36 56頁下段
- 45) 注36 57頁上段
- 46) 注36 57頁上段
- 47) 注36 59頁上段
- 48) 注36 71頁上段
- 49) 注36 59頁上段
- 50) 注36 59頁下段～61頁上段
- 51) 注36 61頁下段
- 52) 注36 62頁上段
- 53) 注36 126頁下段
- 54) 注36 126頁下段
- 55) 『季刊 同和教育運動 第7号』（部落問題研究所 1997年）33頁下段～34頁上段
- 56) 注36 57頁下段
- 57) 注36 68頁上段・下段
- 58) 注36 68頁下段
- 59) 注36 68～69頁
- 60) 注36 70頁上段
- 61) 注36 72～74頁
- 62) 注36 71頁下段
- 63) 注36 300頁
- 64) 170頁 地区名はアルファベットで引用者が表示。
- 65) 注36 76～77頁
- 66) 注36 78頁上段
- 67) 注36 77頁上段

- 68) 注36 78～79頁
69) 注36 79頁上段
70) 注36 80頁上段
71) 注36 82頁下段
72) 注36 96～98頁 総計49名が病院治療「刑事裁判第一審判決での添付資料」
73) 注36 251頁上段
74) 注36 278頁上段
75) 注36 280頁下段
76) 注36 285頁上段
77) 注36 329頁
78) 注36 169頁下段
79) 注36 239頁下段
80) 325頁～329頁、329頁～332頁、403頁～404頁 『部落解放年鑑（1974年版）』（部落解放研究所編）
81) 注36 115頁上段
82) 注36 51頁上段
83) 『凍った炎（下）』（明治図書1975年9月）に掲載
84) 注83 173頁～174頁
85) 注83 160頁、176頁
86) 注36 45頁下段
87) 注83 190頁
88) 『非暴力を実践するために』（谷口真紀訳 彩流社 2022年3月）
89) 注88 29頁
90) 注88 26頁
91) 『生活史論集』（2022年 ナカニシヤ出版）所収の論文「可笑しくもないのに笑うとき——大震災という不条理の際で」
92) 『内ゲバの論理』（三一書房 1974年11月）に所収
93) 注92 46～47頁
94) 『追想にあらず』（三浦俊一編著 講談社エディトリアル 2019年12月）に所収
95) 注94 25頁
96) 『同和教育運動 季刊7』（1975年 冬季号 部落問題研究所刊）掲載論文
97) 注96 63頁下段～64頁上段
98) 『脱常識の部落問題』（朝治武・灘本昌久・畑中敏之編 かもがわ出版 1998年5月）に所収
99) 注98 108-109頁
100) 注98 109頁

- 101) 注98 109頁
- 102) 注98 109頁
- 103) 『部落解放を全ジャーナリストに』（部落解放研究所 1971年10月）
- 104) 注103 26頁上段
- 105) 注103 26～29頁
- 106) 14頁「差別と表現——部落解放同盟はこう考える」（『部落解放』1992年10月号所収）
- 107) 1987年6月に刊行された小冊子。部落解放運動と大学生以来、長年ともに闘ってきた岐阜大学教員藤田敬一が「特措法」下の部落解放運動への諫言の書でもある。とくに「二つのテーゼ」を基盤とする解放運動には大きな陥穽が見受けられるとの批判を初めて行った。残念ながらこの小冊子は部落解放同盟中央委員会名で「差別図書」とされた。
- 実際には「差別図書」とのレッテルが張られてしまったが、現在の部落解放運動の「課題・弱点」を捉える冊子として6万を超える読者を得た。「両側から超える」との部落解放運動への新しい提案は新鮮に受け止められた。
- 108) 61頁「『部会報告』以来の反動思想」（『部落解放』1992年10月号所収）
- 109) 注107 49頁
- 110) 『部落差別と八鹿高校』（高杉晋吾 三一書房 1975年7月刊）の「Ⅱ 山田久差別文書事件」に詳細に綴られている。ただ、高杉の叙述はほぼ「解同南但支連協」の立場からの主張であり、事件当日に八鹿高校部落問題研究会会員によって「エッタ帰れ。ヨツ帰れ」がなされていたと明確な実証なしに綴られている。
- さらに、『凍った炎（上）』『凍った炎（下）』（兵庫解放教育研究会編 明治図書 1975年9月）が八鹿高校事件翌年に刊行されている。いずれも、「解同南但支連協」による「糾弾闘争」を擁護する立場から書かれているが、のちの裁判闘争（刑事・民事）で「解同南但支連協」の立場からの主張はほぼ全面否定されている。
- 111) 「『部落解放運動への提言』を読む」（『ヒューマンライツ』NO. 243所収 2008.6）
- 112) ひろたまさき著『差別からみる日本の歴史』（解放出版社 2008年6月15日）8、9頁
- 113) 注112 「大げさといえば、『鼓腹撃壤』の社会が、国内の極貧層と海外の第三世界の貧しい人々からの収奪と自然破壊によって支えられた、『帝国』的な『上げ底社会』（色川大吉）であることに、多くの人は気づかず、それらの人たちを文明に遅れたかわいそうな人々と哀れみ見下し、日本社会の豊かさに自足する『帝国意識』に包み込まれたのでした」（353頁）
- 114) 注112 377, 378頁
- 115) 注112 375頁
- 116) 「第三章 映画『にくのひと』は、なぜ上映されなかったのか」（『ふしぎな部落問

題』所収 ちくま新書 2016年6月10日)

117) 注116 136頁

118) 『地に呪われたる者』(フランツ・ファノン著作集3 鈴木道彦・浦野衣子訳 みすず書房 1975.1) 「ひとつの橋の建設がもしそこに働く人びとの意識を豊かにしないものならば、橋は建設されぬがよい、市民は従前どおり、泳ぐか渡し船に乗るかして、川を渡っていればよい。橋は、空から降って湧くものであってはならない、社会の全景にデウス・エクス・マキーナによって押しつけられるものであってはならない。そうではなくて、市民の筋肉と頭脳とから生まれるべきものだ。なるほどおそらくは技師や建築家が必要になるだろう——それもときには一人残らず外人であるかもしれない。だがその場合も党の地区委員がそこにいて、市民の砂漠のごとき頭脳のなかに技術が浸透し、この橋が細部においても全体としても市民によって考え直され、計画され、引受けられるようにすべきなのだ。市民は橋をわがものにせねばならない。このときはじめて、いっさいが可能となるのだ」(113, 114頁)。ファノンのこのような指摘を受け止めるなら、部落対策事業が被差別部落大衆の自己変革・意識変革を成し遂げることがないなら、対策事業は行われぬ方がいいともいえる。

119) 注116 145頁

120) 注116 137, 138頁

121) 注116 144, 145頁

122) 注116 153頁

123) 住田利雄『「下駄直し」の記』(解放出版社 1986年7月15日に所収)

124) 注123 252、253頁